

第 4 回

西脇市・黒田庄町合併協議会会議録

と き 平成 1 6 年 2 月 1 9 日

ところ 黒田庄町中央公民館

西脇市・黒田庄町合併協議会

第4回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

日時：平成16年2月19日（木）

午後1時30分から

場所：黒田庄町中央公民館 大ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 報告事項

報告第17号 「住民意向調査」の結果（中間報告）について

(2) 協議事項

協議第17号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第18号 地方税の取扱いについて

協議第19号 特別職の身分の取扱いについて

議案第20号 使用料・手数料等の取扱いについて

議案第21号 国民健康保険事業の取扱いについて

議案第22号 介護保険事業の取扱いについて

(3) 事前提案事項

協議第23号 消防団の取扱いについて

協議第24号 各種事業（納税関係事業）の取扱いについて

協議第25号 各種事業（生活保護事業）の取扱いについて

協議第26号 介護保険事業の取扱いについて

4 その他

協議会日程 第5回 3月19日（金） 西脇市コミュニティセンター
西脇区会館

第6回 4月15日（木） 黒田庄町中央公民館

第7回 5月26日（水） 西脇市生涯学習まちづくりセンター

5 閉会

西脇市・黒田庄町合併協議会会議出席者名簿

| 区 分 | 氏 名 | 出欠確認 | 備 考 |
|-----------------|---------|------|-------|
| 1号委員 (市長・町長) | 内 橋 直 昭 | 出 | 会 長 |
| | 東 野 敏 弘 | 出 | 副 会 長 |
| 2号委員 (議長・議員) | 清 瀬 英 也 | 出 | |
| | 北 脇 敏 敬 | 出 | |
| | 西 山 勝 敏 | 出 | |
| | 宮 崎 好 史 | 出 | |
| 3号委員 (学識経験者) | 神 部 良 夫 | 出 | |
| | 小 林 茂 夫 | 出 | |
| | 浅 田 康 子 | 出 | |
| | 岩 崎 貞 典 | 出 | |
| | 生 田 弘 之 | 出 | |
| | 長谷川 俊 雄 | 出 | |
| | 三 谷 康 | 出 | |
| | 西 村 萬里子 | 出 | |
| | 宮 崎 正 則 | 出 | |
| | 東 野 一 彦 | 出 | |
| | 藤 井 良 己 | 出 | |
| | 西 山 孝 彦 | 出 | |
| 小 畑 則 幸 | 出 | | |

(敬称略)

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事等出席者名簿

| 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------|---------|-------------------|
| 幹 事 長 | 藤 原 泰 一 | 黒田庄町助役 |
| 副 幹 事 長 | 來 住 壽 一 | 西脇市助役 |
| 幹 事 | 遠 藤 隆 義 | 西脇市企画総務部長 |
| 〃 | 黒 田 辰 雄 | 西脇市企画課主幹 |
| 〃 | 芝 本 満 | 黒田庄町企画振興課長 |
| 総務・企画部会長 | 浦 川 芳 昭 | 西脇市企画総務部総務担当次長 |
| 総務・企画副部会長 | 杉 原 慶 一 | 黒田庄町総務課長 |
| 税 務 部 会 長 | 和 田 忠 治 | 西脇市企画総務部税政担当次長 |
| 税 務 部 副 会 長 | 榭 田 安 則 | 黒田庄町税務課長 |
| 税 務 部 会 員 | 水 杉 達 昭 | 西脇市企画総務部税務課収税対策室長 |
| 住民・福祉部会長 | 櫛 原 修 | 黒田庄町保健福祉課長 |
| 住民・福祉副部会長 | 藤 原 逸 朗 | 西脇市福祉生活部市民生活担当次長 |
| 住民・福祉部会員 | 上 月 恭 造 | 西脇市福祉生活部長寿福祉課長 |
| 〃 | 藤 本 かつ系 | 西脇市福祉生活部市民課長 |
| 産業・建設部会長 | 片 岡 正 紀 | 西脇市産業経済部建設担当次長 |
| 産業・建設副部会長 | 飛 田 義 正 | 黒田庄町産業課長 |
| 県 民 局 | 田 邊 陽 一 | 北播磨県民局参事 |

合併協議会事務局職員出席者名簿

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|--------|---------|-----|
| 事務局長 | 内 橋 敏 彦 | |
| 事務局長補佐 | 藤 原 俊 三 | |
| 〃 | 柳 田 みどり | |
| 事務局員 | 足 立 英 則 | |
| 〃 | 高 瀬 崇 | |
| 〃 | 山 口 英 之 | |
| 〃 | 佃 順 子 | |
| 〃 | 板 場 逸 史 | |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 事務局長 | <p style="text-align: center;">（開 会 午 後 1 時 3 0 分）</p> <p>お忙しいところ、ご苦労さんでございます。定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。</p> <p>会議に入る前に、恐れ入りますが1カ所資料の訂正をお願いをいたしたいと思います。今日、事前提案をさせていただく協議第24号各種事業（納税関係事業）の取扱いについて、この事前提案書の10ページをごらんいただきたいと思います。この10ページの表の真ん中なんですが、調整方針の分類のところでございますが、2行目に「合併後に廃止する」と、これを「合併時に廃止する」と訂正方お願いしたいと思います。</p> <p>事前提案事項協議第24号納税関係事業の取扱いについて、これの調整方針の分類のところでございますが、ここを「合併後に廃止する」を、「合併時に廃止する」に訂正方をお願いします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会を議長の方、よろしくお願いいたします。</p> |
| 内橋議長 | <p>皆さんこんにちは。今日は、第4回の西脇市・黒田庄町合併協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。</p> <p>さて、暦の上では立春が過ぎました。ことしは例年になく早く春一番が吹きまして、春に近づいておるところでございます。</p> <p>そういった中で、当協議会も一歩ずつ着実な歩みを進めてまいりたいというように考えております。</p> <p>協議会も4回目を迎えまして、各委員の皆様方のご協力を得ながら、いよいよ本格的な協議に入っておりますが、本日につきましては報告事項1件、協議事項6件、事前提案事項4件でございます。どうぞ、本日も慎重なご審議をお願い申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたしま</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|--------|--|
| 長谷川委員長 | <p>す。</p> <p>それでは、協議会規約に基づきまして、会議の議長を務めさせていただきます。本日、会議の出席委員は19名全員出席でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。</p> <p>ただいまより、第4回西脇市・黒田庄町合併協議会を開会いたします。議事に入ります前に、会議次第2会議録署名委員の指名でございます。今回の会議録署名委員には、西脇市の岩崎貞典委員、黒田庄町の宮崎正則委員を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に移ります。まず、報告事項でございます。報告第17号新市まちづくり計画検討小委員会活動について、小委員会の長谷川委員長より報告をしていただきます。長谷川委員長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは失礼します。お手元に配付しております資料に基づきまして説明させていただきます。第2回の新市まちづくり計画検討小委員会につきましては、1月26日に西脇市生涯学習まちづくりセンターで開かせていただいております。出席者、委員7名全員と事務局2名、それからコンサルタントから2名の出席を得ております。</p> <p>まず、議事ですけれども、1番目として都市の将来像についてということでやっております。第2回協議会の慣行の取扱いの中で、都市像については新市において調整するということが確認されましたが、今回新市まちづくり計画の中で策定する将来像との関係について、委員7名、共通の認識を持つために事務局より説明を受けてございます。</p> <p>説明内容は、全国的には都市像と将来像についての明確な定義はなく、今回策定する将来像とは新市まちづくり計画の実施に向けて、まちづくりの方向性をあらわしたものであること、それが</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----|--|
| | <p>ら都市像を制定してきた西脇市では、将来像の理念のもとに、期間を限定している総合計画の中で将来像を設定してきていることから、両市町でいう都市像とは住民が共有できるイメージとしてその都市が存在する限り恒久的に受け継がれていくものであると、そういう説明でございます。</p> <p>合併の必要性と効果についてということで、事務局より計画の序論部分となる計画の必要性と効果についての説明を受けております。これは、次の4ページの別紙の資料です。</p> <p>委員会の意見としては少子高齢化については高齢者施策を重点的に取り組むことが、結果的には少子化対策につながっていくのではないかという意見、それから地方分権時代に対応していくためには、専門性の高い職員を育成する人事異動システムを考へることが必要であるということ、それから行財政基盤の強化については、自主財源の比率をいかにして上げていくかということが必要であるといった意見が出されております。</p> <p>序論としての合併の必要性及び効果については、社会潮流等を踏まえた概論的なものとして捉えることとし、詳細については計画策定の過程で必要に応じ見直していくこととしております。</p> <p>3番目に、住民意識調査の結果の概要についてということで、計画策定支援を行っているコンサルタントから報告を受けております。</p> <p>委員からの意見としては、結果を計画に生かしていくことが重要である。それから、結果は住民が新市に望むものの答えでありますというふうに厳しい意見が出されております。</p> <p>それから、両市町の現状・主要課題ということにつきましては、各種統計総合計画等から見た両市町の現状と主要課題について、コンサルタントから説明を受けています。これは右側の別紙のところです。</p> <p>コンサルタントの説明後、ワークショップ方式により委員に事</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 内橋議長 | <p>前に配布されておりました意見シートをもとに、西脇市と黒田庄町の長所（強み）と短所についての意見を出し合い、長所を生かし短所を補う方策等について協議をいたしました。</p> <p>このワークショップの結果につきましては、コンサルタントが整理し、次回の委員会で報告を受けて内容について協議をする予定にしております。</p> <p>それから、新市の将来像・基本理念についてということですが、委員に事前に配付されておりました意見シートをもとに、新しいまちづくりをイメージするキーワード、全体をイメージするキャッチフレーズなどをお互いに出し合いました。これについても、内容についてはコンサルタントが整理し、次回の委員会で報告を受けて協議をすることにしております。</p> <p>4番目に、その他協議関連事項として、市章については前回の協議会で新市発足までに調整するということが確認されておりますが、調整する具体的な内容について、例えば公募するとかいうことをいつの時点になったら決定するのか、明確にしておく必要があるのではないかという意見が出ております。調整方法について、小委員会で決めていくことはできないのかといった意見も出ております。以上です。</p> <p>次回の日程及び内容につきましては、第3回小委員会の開催については2月23日の月曜日、午後6時半から西脇市の生涯学習まちづくりセンターで行う予定をしております。</p> <p>内容につきましては、新市の主要課題について、それから新市の将来像、基本理念について、新市将来構想の協議会の報告について、新市のまちづくりの基本方針について、以上を開催する予定にしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。報告第17号新市まちづくり計画検討小委員会の活動について報告が終わりました。この新市</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 事務局長 | <p>まちづくり計画については、今後も小委員会を経て協議会でもご協議いただくわけですが、今後の協議に関してご意見等がございましたらお受けをいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、以上で報告事項は終わらせていただきます。小委員会の委員の皆さんには引き続きお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項に移ります。</p> <p>まず、協議第17号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局より説明を願います。</p> <p>それでは、協議第17号について、資料1ページをごらんいただきたいと思います。農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。</p> <p>(1)でございます、新市にひとつの農業委員会を置き、選挙による委員定数は20人とする。</p> <p>(2)両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から1年以内の選挙を行う日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するという提案でございます。</p> <p>ここでは、農業委員会の役割について少しご説明をさせていただきます。農業委員会は、法律に基づき市町村に設置を義務づけられている行政委員会で、農業者の代表である農業委員で構成されており、農業者の選挙で選ばれた選挙委員と市町長から選任された選任委員会からなっております。</p> <p>農業委員会の業務につきましては、毎月開催されている定例会において農地の権利移動についての許認可や、農地の転用の業務を中心に農地行政を執行しております。</p> <p>2つ目には、農地の土地利用調整を中心に、地域農業の振興を図っていくための業務、特に育成すべき農業経営の目標を定めた</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 内橋議長 | <p>市町村の基本構想の実現に向けた認定農業者の育成と、農地流動化を進める取組がなされております。</p> <p>そのほか、農業及び農業者に対する調査研究や情報活動、農業者年金に関する業務を行い、農業の発展と農業者の地位の向上が図られている業務をつかさどっております。</p> <p>もとに帰っていただきまして、調整内容に戻りますが、その場合西脇市と黒田庄町の場合、3ページにありますように区域面積につきましては、1万3,247ヘクタール、農地面積につきましては1,245ヘクタールでございますので、法律の規定によりまして、新市にひとつの農業委員会を置くこととなります。</p> <p>次に、委員定数ですが、農業委員会等に関する法律施行令では、農地面積が1,300ヘクタール以下の場合、定数の基準は20人以下となっておりますので、両市町の農地面積がこの条件の、ほぼ上限に達しているために、選挙による委員の定数は上限の20名といたします。</p> <p>次に、現在の農業委員会の委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、新市発足日から1年以内の選挙を行う日まで在任することといたします。つまり、現状を申し上げますと、現在の農業委員の任期は、両市町とも平成17年7月19日でございます。合併の期日が平成17年3月末日までと確認を得ておりますので、3カ月余りの在任特例を適用するということになります。なお、選任による委員につきましては特例措置がないので、合併後速やかに委員を選出することとなります。</p> <p>以上の提案でございます。よろしくお願いいたしたいと思いません。</p> <p>協議第17号の、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの協議第17号につきまして、ご質問、またご意見をお受けいたしたいと思いません。何かございませんでしょうか。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 生田委員 | <p>西脇市の生田でございます。今、農業委員さんの任期についてお話がありましたんですけども、特例によりますと合併後1年以内ということは、来年の4月から1年以内か、それとも平成17年7月で3カ月になるのか、どちらになるんですか。</p> |
| 事務局長 | <p>合併の期日は、17年3月末日まででございますので、17年の7月19日までの3カ月余りとなります。</p> |
| 生田委員 | <p>そういう意味ですね。1年以内ということではないわけですね。</p> |
| 事務局長 | <p>今のところ、確認をいただいております3月末でございますので、それで7月19日が次の選挙の一斉的な全国選挙でございます。7月19日でございますので。</p> <p>最終的には、具体的に言いますと、3カ月ということを最終確認をしたらいいんですけども、今両市町で協議をいただいているこの方針でございますので、きっちり3カ月、4カ月というのはですね、これは議会の議決を得た後に決定をいたしますので、今のところは確認をいただいた3月末で合併をします。そうしますと、1年以内の7月19日までの3カ月間、これ在任特例という意味でご理解を願いたいという提案でございます。</p> |
| 生田委員 | <p>わかりました。農業委員さんの在任期間もそれでわかるんですけども、先で今市会議員さんの在任期間というものをこれから承認されると思いますけども、特例法の適用で、合併後1年という、つつ一杯の期間、まあ今回の場合3カ月ですけども、そういう期間をとるということは農業委員さんの報酬といったそういう面で、しょせんは国の債務の上塗りになるだけで、余り感心できないと思うんです。</p> <p>そのことにつきましては、最近合併しようとする市町村の間で、議員さんの在任期間を理由に、住民の間から大きな非難が上がっているところもありますので、ですからできるだけ短い間に、早いうちに選挙を行っていただきまして、新しい委員さんを</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|----------------------|---|
| <p>内橋議長 事務局長</p> | <p>選出していただくようにすべきではないかというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>委員さんおっしゃいますように、この後また事前提案の中でも含むんですけど、あと特例法の中ではこの農業委員さんと議会の議員さんが、この特例措置がございまして、まずこういう形で農業委員さんの任期を出ささせていただいて、その後また議会の議員さん方も調整しながらやっていくということでございまして、まずご理解を、十分調整を図りながら幹事会で提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。</p> |
| <p>内橋議長 北脇委員</p> | <p>ほかにございませんでしょうか。はい、北脇委員。</p> <p>黒田庄町の北脇です。この前回にもあったんですけども、いわゆる西脇市の報酬の件なんですけども、西脇市の方に合わすと、黒田庄町の方に合わすとかね、これはやっぱり私のとこの議会の中でも、またまちづくりの中でも、非常にあいまいなところで提案されるのはどうなのかというような意見はありましたのでね、やっぱりこちら辺を見ながら選挙後に決めるのかですね、それをきちっと提示しながらやっていくのか、それをちょっとお聞きしたいんですけども。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>この協議会の中で、これらの特例を協議を願う議会の議員さん、農業委員さんについての中で、項目として定数と任期というのはひとつの議題になっております。それを、協議会の中で特例が認められとる両議員さんには調整を図って、どういう報告をいただけるか。</p> <p>報酬といいますのは、今回の特別職の報酬というのを出しとるわけなんですけども、項目が変わっております。といいますのは、現状を取り上げますときに報酬につきましては、まずその市が持っているいろんな要素の中で、近隣なり、人口割なり財政力</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|----------------------|--|
| <p>内橋議長 清瀬委員</p> | <p>指数、また市の格なり町の格なりによって、まずその特別職のトップの報酬が決まると。それを受けて、三役さん、また議会の議長さん、副議長さん、そしてまたほかの特別職の委員さんが決まるというような決め方を通年やっておりますので、任期と定数については協議をいただいた後、そこで議員さんの場合、農業委員さんの場合、特例措置があるのであればまた決めますけれども、通常の場合は特別職の報酬の中でご審議をいただくということになります。</p> <p>ただ、協議会でございますので、金額までというようなこともあるわけなんですけども、今日も提案をさせていただいてるんですけども、この金額の決定といいますのは、これは市長が決めて議会で提案をして条例を制定するのが基本でございますので、ただ市長が決める場合に住民の意向をどうするかという部分は残っておりますけれども、今回の場合、後で提案させていただきますけど、「何々市の例による」というふうにしております。それは、その市町長が自分の報酬を決めるのは自分で議会に提案できないということですので、通例ですと民間の審議会の委員さんをお願いして、諮問をして答申をいただいてというような決め方になろうと思います。</p> <p>長くなりますけども、そういう方法で報酬につきましては特別職の報酬の中で、市長の報酬の方針等を決めていただく中で、それに対応して、委員・特別職の委員さん方の報酬を議論を願いたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>よろしいでしょうか。ほかに。はい、清瀬委員。</p> <p>今いろいろとご質問あって、関連するわけなんですけども、後から出てきます19号の報酬の件にもかかってくるんですが、平成17年3月末で合併しますと、特例は3カ月ということになるわけですが、それで報酬を西脇市に合わすと。金額は、それこそ審議会等で決められると思ひますが、西脇市に合わすということは、</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|--|---|
| <p data-bbox="268 1771 389 1805">内橋議長</p> <p data-bbox="236 1888 416 1921">宮崎(正)委員</p> | <p data-bbox="448 315 1321 521">当然、今現行では西脇市は委員さんは3万5,000円、それで黒田庄町さんは年額で9万円、西脇市の場合は月額で3万5,000円、当然これに近い数字に合わしていくことになるだろうと思うんです。たとえ3カ月であったとしても。</p> <p data-bbox="448 551 1321 931">いろんなこの合併の協議が今後どのように進展していくかわかりませんが、順調にいくことを望んでるわけですけども、今、国の方でもいろいろと法改正がされておる。そのような事態になって、万が一、3月31日までに決定しなかった場合、今は3カ月と見てますけども、これが半年、最長1年ですから1年以内ということになると思うんですけども、延びる可能性も考えられるわけですね。</p> <p data-bbox="448 960 1321 1223">そういった意味で、本来この合併協議というのは、私は行財政改革の最たるものであるというふうに私は思っておりますし、一番最初の法定協のときに話させていただいたように、あくまでも合併は市民のための合併でなければならないと、このように私は思っております。</p> <p data-bbox="448 1252 1321 1402">そういった意味で、私もこの19号もあわせてですけども、この17号ですかね、これにおいても、もっと慎重に協議する必要があるんじゃないかと。</p> <p data-bbox="448 1431 1321 1749">この先進事例の中に、あさぎり町が新設合併で特例の適用をしておりません。こういうこともあるわけですから、私はこれを拙速に方向性を、今決めるべきではないんじゃないか。もっと委員さん、皆さん方とよく協議しながら決める必要があるんじゃないかと、私はこのように思うわけですけども、委員の皆さんはいかがでしょう。</p> <p data-bbox="448 1778 1321 1861">今、清瀬委員のご意見がございましたけれど、それに関連して何かご質問、ご意見、ございましたら。はい、宮崎委員。</p> <p data-bbox="448 1890 1321 1973">黒田庄町の宮崎です。この19号の特別職の身分の取扱い等のところで、ご質問させていただきたいことがあったんですが、今</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|----------------------|--|
| <p>内橋議長 事務局長</p> | <p>報酬の話になっておりますので、この農業委員さんの報酬のみにかかわらず、私も行財政改革が必ず当然行政面でも痛みを伴うことが発生するんですが、特に財政面の方で懸念しているところがありますので、今それを言われましたように4倍以上の報酬差がございます。黒田庄町と西脇市とで。</p> <p>それは、一律に人口比もしくは職務の内容等によって、どちらがどうなのかという判断はできませんけれども、その4倍以上の格差を、この右端に書いてある西脇市の例により新市発足までに調整する。この文言がある限り、どうしても西脇市の現状の報酬に合わせてという判断にしか取れないと思うんです。ですから、この文言をもう少し考えていただいて、言われるように財政面での緊迫が目に見えておりますので、その辺のことを踏まえた上で、この協議が必要やないかなと、私も思っております。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>後ちょっと幹事長の方から補足をしていただきますが、19号のところまで入るとるわけなんですけれど、総体的に事務局の考え方を申し上げました後、幹事長からフォローを願うわけなんですけど、西脇市の例によるとか、それから新市発足までに調整するとか、西脇市の例によると、これは金額まで西脇市の例によるという意味じゃございません。その西脇市の例により調整するというのは、西脇市が今そういう報酬を決める制度や仕組みを活用して、その金額を調整するということでございます。</p> <p>例えば、西脇市の市長さんの給料ですと、これ市長が決めて議会へ条例提案をするわけなんですけども、何度も申しますが、自分の給料を自分で決められませんので、住民の意向を把握するために第三者機関的な特別職報酬審議会を設けています。</p> <p>この、特別審議会の報酬に、行政側としましてはその市の人口、それから財政の規模、こういう類似する団体、それから地方団体、それとここ数年来の職員の給与の改定状況、こういう状況</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|----------------------|---|
| <p>内橋議長 清瀬委員</p> | <p>なり経済状況、こういう資料を提案させていただく中で、市の第三者に諮問をし、答申をいただく。</p> <p>それを尊重して市長が決められているというような、このような制度とか仕組みを、西脇市の例により報酬を決めるというようにお捉えをいただきたいと思ひまして、西脇市の市長が今97万でございますし、これをそのままですということじゃなしに、今度は4万6,000の市になりますので、そういう中で今申しました資料等提供して第三者に給料を決めていただくというような捉え方をさせていただいたらありがたいと思ひます。それでは、幹事長の方にいきたいと思ひます。</p> <p>はい、どうぞ、清瀬委員。</p> <p>今の説明は、ある意味では値上げもありますよという、逆の話なんですね。例えば、前回の法定協で私も話をさせていただきましたが、例えば特例を使う場合やったら黒田庄町の例に合わすと書いてあるんでしたら、それはそれでも構わないかなということをお話させてもろたと思ひますね。議員の報酬についてそういう意見がありますという話をさせていただきました。</p> <p>この場合においても、黒田庄町の例に合わすというように書いてあるならば、これまた別の論議をせないかんかもしれませんが、僕は人口が増えることによって報酬等においては上がる可能性は大きいと思ひますね。多分ね。ですから、たとえこれ何も金額を今何十万円にせないかんとか、今ここに資料として出とるからその数字を入れとるだけであつてね、ここで決めとか、金額を何ぼにせないかんとか、そんなことを言うとするわけやないですね。方向性と、これでいいんですね、を決めようとするわけですよ。</p> <p>ですから、その基本的な方向性がいわゆる行財政改革につながつておるんかということをとらまえて、論議せないかんと思ひますよ。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-------------------|--|
| | <p>この方向性でいきますと、そうなっていないだろうということが結果として出てきておるわけですね。ですから、もっと慎重に対応しなくてはいけないのではないかと私は思うんですね。基本的にはね、最初に言いましたように合併の協議をするのに、行財政改革の意識があるかないかということが大変重要なポイントだと私は思っています。そういった観点から、あらゆるものを慎重に審議する必要があるであろうと、私は意見とさせていただきます。</p> |
| <p>内橋議長</p> | <p>はい、西山委員。</p> |
| <p>西山(勝)委員</p> | <p>西脇市の西山でございます。今、この17号で提案されている確認については、報酬なんていうのはこの議論するべきようなことではないんですよね。ただ、この1年間を在任期間を適用して、1年以内、この場合だと3カ月を見てほしいというふうな内容だと思うんですけども、それで農業委員会の組織の中でね、事務的な空白を生まないのかとか、実際の支障がないのかとか、その辺の話が全くないんですけども、今金額の話は、多分また後の19号に出ると思うんですけども、今そういったことの議論を私はすべきじゃないかなと思うんです。</p> <p>それで、3カ月、7月にするのも4月にするのも合併後50日以内に選挙してもね、その内容に支障がなければという話もあるんじゃないかなというようなこともありますので、少し内容について幹事会で詰められた運営において支障があるのかないのかという点をお聞きしたいんですけどね。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>専門部会にお見えいただいておりますので、専門部会の方からお答えをいたしたいと思います。</p> |
| <p>飛田産業・建設副部長</p> | <p>失礼させていただきます。黒田庄町産業課長の飛田でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>ただいま、西山委員さんのご質問でございますけども、我々庶務を預かっておる方としましても、また農業委員会の関係の正副</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---------|--|
| 西山(勝)委員 | <p>会長さん、現在まで再三にわたり協議をさせていただきました。</p> <p>きょう、提案をさせていただきます在任特例の期間の適用でございますけど、今委員ご指摘のとおり空白を設けることは許されないというのが基本になってございまして、今提案をさせていただいておりますとおり、3カ月、3月31日をもって合併をするという基本に立ち返りますと、3カ月間の期間を猶予することになってございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。</p> <p>そしたら、今の事務方の話ですと、4月1日に申請しなくても、50日以内、事務的にちょっと煩雑というか、事務的にちょっと難しいということで、ちょうどうちの場合だと7月にあるというんで、3カ月間だけ延ばさせていただいて、その間に準備をしたいという理解でいいですね。</p> <p>はい、わかりました。</p> |
| 内橋議長 | <p>はい、どうぞ。三谷委員。</p> |
| 三谷委員 | <p>三谷です。この議案17号に対して、法定定数の現行農業委員の20名を上程されたことに、農業を生業とする僕としても大変心強く思うわけです。</p> <p>ただ1点、課題として提案というか、述べておきたいと思うわけですが、ちょっと議案とそれるかもわからんと思うんですけども、ぜひとも農業委員会の中に今後女性の参画いうことを、ぜひとも心にとめておいていただきたいと。</p> <p>その理由に対しては、既に事務局の方からいろいろ農業委員会の任務について説明があったわけですが、当然農地法の下に3条、4条、5条申請、常にそういうものはもう農地の移転とか転用、こういうものをこれ休みなしにそれぞれとやっていくという協議を当然するのがそうなんですけども、まず第1点、その女性参画の理由として上げる問題は、既に皆さんもご承知のように14年の秋に米作大綱いう形で、国のひとつの40年近く続いた</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----|---|
| | <p>転作問題に対するひとつの大きな市場性原理を導入するという改革案が提示されております。</p> <p>今後、当然それが本年度、16年度から3年、3年の見直しでやるわけですが、転作自体は今までは面積で割り当てられておったものが、収量によって需給のいかんによって、収量によってするというのが本年度、16年度から打ち出されております。16年、17年、18年と、3年の状況によって、19、20、21と。それで22年からは最終的に、先ほど申し上げましたように、市場性の理を導入したところ、自由販売という形を立ち上げていく状況です。</p> <p>そういう中で、今後問題として考えることは、農業委員会の任務として先ほど申し上げましたように、農地法のもとに、3条、4条、5条の申請とかそういうものを検討するのはやぶさかではございませんが、やはり事務局から最初にもありましたように、地域の農業、優良農地を守っていくと、そして荒廃されたような農地も対象に進めていくと。これが大きい国土の治水の面からも大事なことだと思うわけですし、もう1点、今後そういうふうな状況の中でその新市における農業振興を考えていった場合に、特性ある農業振興を増やしていかなければならないと。</p> <p>今、全国的に地産地消の問題で、自給自足というふうなひとつのそういうふうな流れが築かれるわけですが、そういうふうな中で、20人の選挙によるこれは公職選挙法ですので、当然立候補という形で取り組むわけですが、その中から女性の参画が生まれれば、それに幸いしたことないわけですが、そのひとつの議会推薦という、学識経験というふうなひとつのそういう流れがあるわけですので、そういう中から女性の参画というか、女性を取り入れた、消費者も含めた学識経験という形の中で取り入れた、いろんな中での農業委員会というものを今後は立ち上げていただきたいなというふうなことを、課題として申し上げておき</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---|--|
| <p>内橋議長 東野委員 事務局長</p> <p>内橋議長 東野委員 内橋議長</p> | <p>たいと思いますし、先ほど申し上げましたように、いろいろな住民の問題が出てくるわけですが、やはり農業委員会の任務としては、我々は逆に1日も早くの間に、ひとつの地域の農業を指導的立場、又はそういういろんな流れの中でやっていくという中においては、空白があってはだめだろうというふうな認識も持っております。</p> <p>そういうような意味で、総合的に先ほども頭初にも申し上げましたように、選挙定数20人を確保、上程していただくことに対しては、大変心強く思い、感謝したいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。ほかに。はい、東野委員さん。</p> <p>黒田庄町の東野です。選挙によるとありますが、一応その自治体、西脇市、黒田庄町、有権者の数がちょっと幾らなんでしょうか。</p> <p>選挙しておりませんねんけれども、お答えになるかどうかわかりませんが、農業者総数でよければメモしておるんです。これよろしいでしょうか。</p> <p>農業者人口でございますが、西脇市の場合ですと5,558人、黒田庄町は2,303人、合計7,861人。これは人口でございます。</p> <p>それから、戸数につきましては西脇市が1,196戸、黒田庄町が513戸、合計1,709戸、このようになっております。</p> <p>それから、農業従事者ですけど、西脇市が769人、黒田庄町が405人、合計1,174人、このように記憶しておりますけど。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、よろしいでしょうか。</p> <p>ちょっと違いますけども。</p> <p>この17号は農業委員の定数と任期の取扱いでございます。こ</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|--|---|
| <p>清瀬委員</p> <p>事務局長 飛田産業・建設副部長</p> | <p>の件について、ご意見、ほかにございませんでしょうか。はい。</p> <p>空白をあけることはできないという、今ご意見ありました。</p> <p>今、三谷さんの方からもう1日も休むことができないというご意見がありましたが、もう少しその辺の空白を置けないというところの説明、もうちょっとだけしてもらえませんか。</p> <p>専門部会長の方からお答えします。</p> <p>それでは、説明させていただきます。ただいま、清瀬委員さんのご質問ですけど、空白を許されないというような質問の内容につきまして、ご説明いたしたいと思います。</p> <p>当農業委員会、両市町、この農業委員会の関係につきましては、冒頭事務局から説明がございましたように、毎月の定例委員会を開催させていただいております。</p> <p>この議案につきましては、農地に関することは当然のことでございますけども、それぞれ当該懸案事項につきましては、申請人に対する日常生活における諸問題を審議をするこういうふうな措置に関するものでございますけど、その審議をするわけでございます、その審議をする機関が欠けるということになりまして、それぞれ市町の市民住民にとりましては非常な個人的な不利益を伴うことになるのは、もう当然のことでございますので、その点からおきましてこの空白を設けるといようなことは許されないというふうに、事務局としては判断をいたしております。</p> |
| <p>内橋議長 藤井委員</p> | <p>よろしいか。はい、藤井委員。</p> <p>共通委員の藤井でございます。空白、これはね、どうしても議会でも市議会でも一緒なんですね。こういう時期を過渡期というんですけど、この空白があるのは当然やと思います。3カ月延ばして、その中に今日の議題の中にはこの報酬のことはないんですけども、それをまたいじくり回らないかんとかいうようなことになりますので、できましたら私はもうその時点で、7月になって変えても一緒ですよ、これは。7月の時点でも4月でも合併時過</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|----------------------|--|
| <p>内橋議長 清瀬委員</p> | <p>ぎても、一緒やと思いますけどね、もうずっとストレートに。ずっと立場ももう変えてしまうねやと。</p> <p>私は、この定数20人は了承できます。だけどこの任期の三月っちゅうのはね、これは僕は不自然やないかと思うんです。ストレートに変えてしまう方がいいんじゃないかなろうかと、こう思ったりもしますけども。</p> <p>はい、ありがとうございました。清瀬委員。</p> <p>別にこれを否決するわけでも、賛否、どちらか言うとまだとってもらわんと慎重に審議してほしいと思うんですけども、例えば静岡市さんと清水市さんが合併されたときに、議員報酬はそれぞれの市で、どちらかの市に合わすということではなしに、それぞれの現在当たっておる報酬をそのまま引き継ぐというふうな決め方をされたんではなかったかなと私は思うんです。特例をつかったんかなと、ちょっとその辺まで覚えてないですけども、特例を使った場合はたしかそういうようにされたんではないかと思うんです。</p> <p>ですから、いろんな方法が考えられますので、再度よく協議していただけたら幸いと思うんですけども。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>内橋議長 北脇委員</p> | <p>はい、事務局から何か。ほかにございませんでしょうか。はい、どうぞ。</p> <p>最後に1点だけ、この在任なり今出たように、31人が大体、合計合わしてですね、現状20人というのは農業委員会でいろんな話し合いされたときに、これは後から出てきます議会これはずかしいなと思ってます。しかし、4人、推薦の4人これ議会推薦になると思うんですが、面積的に言ってこれは黒田庄町の今までやってきた中で、非常に農業者にとっては人員が少ないんじゃないかというような意味を踏まえてね、しかし皆ある面ではひっくり返すのが行政改革やないかというような賛否がありますけれども、</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|--------------|--|
| 内橋議長 | <p>私はこの24名と、これも絶対的今後に向けて特例を使うてですね、身分よりも絶対的な面積的なところの人間が必要なんか、それももう少しやっぱりやっていく中で少数に減らしていくというようなことを目指すのかね、そこら辺だけでも最後に1点だけ聞きたいんです。</p> <p>それではしばらく、ちょっと休憩させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">午後 2時18分 休 憩</p> <p style="text-align: center;">午後 2時21分 再 開</p> |
| 内橋議長 事務局長 | <p>それでは、再開させていただきます。事務局から。</p> <p>具体的に専門部会でいろいろ調整をなさっております。その概要をもう少し専門部会の方から事務局を含めて報告させていただく中で協議を賜りたいと思います。専門部会長、よろしくお願ひします。</p> |
| 飛田産業・建設副部会長 | <p>それでは、説明させていただきます。提案させていただいておりますこの調整内容の2項目について、もう少し説明させていただきたいと思います。</p> <p>まず、1点目の定数の20人の件でございますけども、冒頭にも説明をさせていただきましたとおり、市町の農業委員会を含め、数回の委員会の中で十分に議論を重ねていただきました。その中で、両市町の農業委員会総意の中で定数の確保をさせていただきたいということで、1点目の20人の提案をさせていただいておりますことを、よろしくお願い申し上げたいと思います。</p> <p>それから、2点目の合併特例法第8条第1項第1号の規定の適用の件でございますけども、今それぞれ委員さん方のご慎重なご意見をいただいておりますところではございますけれども、今申し上げました農業委員会部会、あるいはこの専門部会におきましても、それぞれ委員さん方のご意見をいただきまして、そしてまた</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-------------------------------|---|
| <p>内橋議長 北脇委員 内橋議長</p> | <p>近隣の市の市町の合併されました市の事例等も参考にさせていただきながら、最終的に今提案をさせていただいております。17年7月19日を目標に、私ども4月1日ということをお願いしたんですが、3月31日が合併の期日でございますので、約3カ月間の在任特例の適用をさせていただくことが、本市の新しい市の委員会の任期としては一番いいのではないかとというようなことで提案をさせていただいておりますので、何とぞご理解賜りますように、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>選任委員の件でございますけども、北脇委員からご意見いただきました農業委員会等に関する法律の第12条の選任による委員のことでございますけども、第12条の第1号第2号でこの組合等が選任される委員が1名、それから議会が選任して推薦をした委員が現在5名ということになっておるところでございますので、その辺もあわせてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかにご意見ございませんか。いろいろこの農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、ご意見をちょうだいいたしましたが、この2ページに上がっております調整内容が新市にひとつの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は20人とするという、(1)と(2)でこの特例の事項が記載されてあるわけでございますが、調整内容が書いてあるわけですが、今いろいろ委員の方々からご意見も出ましたので、これは分けて採決させてもろたらなというふうに思います。</p> <p>したがって、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いの(1)の、新市にひとつの農業委員会を置いて、選挙による委員の定数は20人とするという項目について、採決をさせていただ</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 事務局長 | <p>きたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、（１）の選挙による委員の定数は２０人とするということに対して、お諮りをいたしたいと思えます。この（１）について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手、全員でございます。</p> <p>なお、この（２）の在任の問題は、いろいろご意見をちょうだいいたしましたので、継続審議というふうにいたしたいと思えますが、それでご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、異議がないようでございますので、（２）につきましては継続審議とさせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして協議第１８号の地方税の取扱いについてを、事務局より説明を願います。</p> <p>それでは、協議第１８号について、資料８ページをごらんいただきたいと思えます。地方税の取扱いについて</p> <p>（１）でございますが、個人市民税の税率については、現行どおりとする。納期については西脇市の例により調整する。ただし、平成１７年度末までは現行どおりとする。</p> <p>（２）法人市民税については、西脇市の例により統合する。ただし、合併特例法第１０条第１項の規定を適用し、平成１９年度末までは現行の税率を採用し、不均一課税とする。</p> <p>（３）固定資産税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により調整する。ただし、平成１７年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>（４）軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。納期については、西脇市の例により統合する。ただし、平成１７年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>（５）市たばこ税については、現行のとおりとする。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---------|---|
| | <p>(6) 鉱産税については、現行のとおりとする。</p> <p>(7) 都市計画税については、都市計画区域の設定に応じて、西脇市の例により調整する。</p> <p>法人市民税以外の税率につきましては、差異がないため現行のとおりとし、法人市民税につきましては、平成 1 9 年度末までの 3 力年に限り不均一課税を採用いたします。</p> <p>納期につきましては、各税とも差異があるため、西脇市の例により調整、あるいは統合しますが、平成 1 7 年度末までの 1 年間は現行のとおりという提案でございます。よろしくご協議いただきたいと思ひます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 内橋議長 | <p>協議第 1 8 号地方税の取扱いについて説明が終わりました。ただいまの協議第 1 8 号についてご質問、ご意見等お受けいたしたいと思ひます。何かございませんでしょうか。はい、小林委員。</p> |
| 小林委員 | <p>西脇市の小林です。前回の提案のときも申し上げましたけども、先ほども事務局の説明がありました法人市民税の不均一課税におきまして、ちょっと質問させていただきたいと思ひます。</p> <p>一応、このような、やむを得ないと思ひます。不均一課税もやむを得ないでしょうし、ですがこの運用につきまして、これを現在の黒田庄町にある法人企業だけとされるのか、あるいはその住所地が今の黒田庄町範囲の中に、仮に将来移った企業についてはどうされるのかということなんですね。ちょっとここではまだ決まていないような感じなんですけど、その辺はどうでしょうか。</p> |
| 事務局長 | <p>専門部会長から答えます。</p> |
| 和田税務部会長 | <p>西脇市の税務課長でございます。今お尋ねの件でございますけれども、現在黒田庄町にある企業ということでございます。</p> |
| 小林委員 | <p>すみません。それはどこかに明示されてるんでしょうか、この文章の中で。</p> |
| 和田税務部会長 | <p>この文章の中には、明示はいたしておりませんが、運用につき</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---------|--|
| 小林委員 | <p>ましてはそういう形で運用していくというように考えております。</p> <p>そうしますと、現在合併の日までに存在する法人企業ということで、もし仮に黒田庄町の地域で新設がありますと、それは不均一にならないということの理解でいいんでしょうか。</p> |
| 和田税務部会長 | <p>そういう理解をしていただけたらと思います。</p> |
| 小林委員 | <p>その明示とかすることは、何かまた条例の別の部分で決められるということでしょうか。</p> |
| 和田税務部会長 | <p>そのことにつきましては、また今後きちとした形でお知らせしていくことになるかなと思います。</p> |
| 内橋議長 | <p>ほかに。はい、生田委員。</p> |
| 生田委員 | <p>西脇市の生田です。今の案件と同じことですが、平成19年の末までは現行でいくと。20年度からは、西脇市の14.7%ということになるんでしょうか。</p> |
| 和田税務部会長 | <p>そのとおりでございます。14.7%になるということでございます。</p> |
| 生田委員 | <p>そうしますと、黒田庄町の法人さんにおきましては、2%以上のアップということになってくるんですけども、この点の了解を、このときにこの混乱を起こさないように早くから納得、了解をしていただくような形をとっていただきたいと思うんですけども。</p> |
| 和田税務部会長 | <p>その件につきましては、今調整をしとるところでございます。住民にお知らせをしていくということになろうと思います。</p> |
| 生田委員 | <p>はい、わかりました。</p> |
| 内橋議長 | <p>ほかにございませんでしょうか。はい、西山委員。</p> |
| 西山(勝)委員 | <p>西脇市の西山でございます。(7)の都市計画税についてでございますけども、設定に応じてという文言から想定しますと、前提があるのかなということを考えるわけでございますけども、今、そうすれば西脇市でも今非常に苦慮している税収入がことし</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|--|
| 事務局長 | <p>も50億あったわけじゃないかなという想定の問題、それからこの設定をすれば増税につながる、収入につながるというようなことが1点、そして、利便性から言うと調整区域とかいろんな網がかかっちゃうと、物が建たない。</p> <p>当然、今度固定資産税も当然入らなくなるというふうなことの、相反することが2つあるんですね。設定ということになればね。だから、その辺をどう考えていらっしゃるのかということを知りたいということ。</p> <p>そして、恐らく今非常に建築行政としては、都合のいい黒田庄町の地域なんです。だから、日野には建たないけど黒田庄町には建つと。それで、最近ここ10年ほど見ていると建売住宅も黒田庄町の方というふうなこと。そして、そういう税収につながるとということから考えるとね、設定をどういうふうに考えられているのかなということをお聞きしておきたいんですけども。</p> <p>都市計画区域のこういう表現をしておりますのは、西脇市のみでございます。現状を申し上げますと、西脇市の場合は東播都市計画区域、これは県が設定をいただいとるわけなんですけど、その中で市街化と調整区域を線引きをして市街化の中について目的税として都市計画税をいただいとると、こういう状況でございます。</p> <p>この現行制度を提示していく、新市においてするわけですが、その場合新しい市の総合計画、それから土地利用計画、こういうまたまちづくり計画がありますが、そういう中で新たに都市計画区域の検討が行われるであろうと。そういう中で、どうするかで議論がなされると思います。</p> <p>ただ、今現在の都市計画区域の要件では、例えば黒田庄町地区を西脇市で言いますと比延とか住吉みたいな都市計画区域にするのか、それとも調整区域にするのか、いろいろ議論はあるところと思うんですけども、ここに設定として挙げてますのはこの新</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-------------------------|--|
| <p>内橋議長 西山(勝)委員</p> | <p>しい市になって、土地利用計画なり総合計画ができる。そういう中で、ここら辺の判断を、方向性を、将来像で出していただこうかなと。</p> <p>ただ、今のこの東播都市計画の区域の要件では、町並みとかいろいろなものがありますので、現の黒田庄町では現在の条件では市街化区域にはならないであろうというように担当からお返事をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうぞ。</p> <p>そしたら、今のところ今おっしゃったその総合計画とか、土地利用計画とかいうふうなことが、新市になってされるであろうというときに、この7番項目がないと、旨趣が引けないのかなと思うんですけども、今説明聞いてると、特に7番項目でなくても、その新都市総合計画、土地利用計画を新市になってやられるということがあれば、取り立ててこの時期に地方税の関係で都計税を入れる必要があるのかなというふうな、ちょっと疑問点ですか、今ここで議論をしなくてもいいんじゃないかなというふうな気がしております。</p> |
| <p>内橋議長 事務局長</p> | <p>僕は、これは後からというか、もっともっと大きなまちづくりの観点からと申し上げるのであれば、7番はこの審議の対象にしなくてもいいというふうな意見でございます。</p> <p>はい、それに対する意見として。</p> <p>今回、こういう形をお願いしとる場合、西脇市と黒田庄町でどう異同があるかという中で、洗い出ししてきました。そういう中で、都市計画税だけは西脇市にはあり、黒田庄町にはないと、こういう差異が出てきます。その差異をどうするかというふうなところで、調整になるわけでございます。</p> <p>その場合に、都市計画区域、これは都市計画の場合はこの区域の中で市街化区域に課すと、都市計画税を課すということになっ</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|----------------------|--|
| <p>内橋議長 神部委員</p> | <p>ておりますので、ここへ税等を設定する区域と違うたような文句になっとるんですけども、税をいただく場合に、区域の設定というのは前提条件になりますので、こういう表現になっているんです。</p> <p>おっしゃっている意味はよくわかるんですけども、とりあえず税の中で目的税として継続いただいております。それ差異がございますので、方向性としてはこのような表現にさせていただいたと。ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>よろしいですか。ほかに何か。はい、神部委員。</p> <p>西脇市の神部でございます。この固定資産税の税率はともかくといたしまして、その以前の問題としてこの土地の評価が適正に、また公正に評価されとるのかどうか。長いこと暮れとるので、かなりひずみが生じとるねんないかな、このように私思うとります。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>こういう機会にこそ、一遍その評価の適正な評価を見直していただきたいなと、このように思いますが、そこら辺のところはどうでしょうか。</p> <p>専門部会長が来ておりますので、専門部会長からお答えします。</p> |
| <p>和田税務部会長</p> | <p>ただいまのご質問にお答えしたいと思います。この評価につきましては、西脇市、それから黒田庄町ともに3年に1度の評価変えというものをしております、これは兵庫県の不動産鑑定士協会の鑑定士による評価をしていただいとるところでございます、西脇市、黒田庄町とも、この評価には何ら差異がないというところでございます、適正な評価がなされておるところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>神部委員</p> | <p>それは、一般的な評価の仕方であって、その地域によってはそれなりに違った面が出てきとるところがあります。例えば、町と</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|--|---|
| <p data-bbox="225 1189 416 1223">和田 税務部会長</p> <p data-bbox="225 1832 416 1921">内橋議長 神部委員</p> | <p data-bbox="435 315 1337 640">町との境界ひとつをはさみますと、既にその評価がごつつう差が出るところがある。こういうところがありまして、これはやはり市全般での見方をせないかん場合もあります。でないと、例えば隣の和田町、それから野村町、これひとつと考えると、土地の評価ががたんと変わっておるというようなことで、やっぱり市全般での評価もする必要があるんじゃないかなと。</p> <p data-bbox="435 667 1337 875">それは、国、県、市それぞれの見立てで公正にやられとることとは思いますが、その中でもあるいは教科書に書いてあるようなことをごさいますして、私を感じるところだけでもかなりの差がある。納得のいかない差があるところをごさいます。</p> <p data-bbox="435 902 1337 1160">こういうところは、部分的にでも評価をされるのかどうか、し直しをされるのかどうか、こういう機会に西脇市全般での評価のやり方を見直す必要があるのかなと、早くからそんな気がしておるわけをごさいますけど、そこら辺、そういう違った面からの見方をちょっとはできませんか。</p> <p data-bbox="435 1187 1337 1742">今お尋ねの件をごさいますけども、例えば西脇市を例にとりますと、西脇市はこの不動産鑑定士協会の鑑定によります鑑定項目が189ごさいます。それから、路線価に落とす作業というのが1,700ほどの作業をごさいます。それから、5万6,000筆ほどのそれぞれの土地に評価を落としていくという3段階の段階があるあけをごさいますけども、今お尋ねの件、そのポイントにあります道路、例えば国道からの分、県道、あるいは市道、道幅が何メートルというようなところの鑑定ポイントから引いてまわっている作業をごさいますして、一応それらは適正な評価ということでこちらは考えておるところをごさいます。</p> <p data-bbox="435 1769 730 1803">以上をごさいます。</p> <p data-bbox="435 1830 938 1863">よろしいですか。はい、小林委員。</p> <p data-bbox="435 1890 1337 1975">きちっとした了解はしておりませんが、わかったような気がします。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---------|---|
| 小林委員 | 今の関連質問なんですけども、この今先ほど189ポイントとか路線価の1,700ポイントとか言われましたけども、固定資産の評価額の公表制度と申しますか、全点公表というような方向性は今どういう具合でしょうか、将来そういう方向にむかって。 |
| 和田税務部会長 | ちょっとお尋ねの意味が。 |
| 小林委員 | 今のところもそのポイントポイントの評価をされてますけど、その隣の土地の評価額はほかの人にはわからない、そういうことです。 |
| 和田税務部会長 | 今土地の価格の公開につきましては、4月から6月末までの期間で縦覧期間、あるいは、閲覧期間という形で、自分の土地は年中通して評価を見ることができますが、縦覧期間という形で2カ月ほどの間は、他人の、その名前は出ませんが、どこその番地と比較というようなことができるようになってございます。そういう縦覧期間の制度がございまして、 以上でございます。 |
| 内橋議長 | はい、よろしいですか。 |
| 小林委員 | はい。 |
| 内橋議長 | ほかにはございませぬでしょうか。何かございませぬか。ないようですので、採決をしたいと思います。 |
| | お諮りいたします。協議第18号地方税の取扱いについて、原案に賛成の方はひとつ挙手をお願いいたします。 |
| | (賛成者 挙手) |
| | はい、ありがとうございました。挙手、全員でございます。よって、協議第18号地方税の取扱いについては、原案のとおり決定いたしました。 |
| | 次に、協議第19号特別職の身分の取扱いについて、事務局より説明願います。 |
| 事務局長 | それでは、協議第19号について、資料の17ページをごらんいただきたいと思っております。特別職の身分の取扱いについて、 |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 内橋議長 | <p>(1) 市長、助役、収入役及び教育長。任期等は法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整をする。</p> <p>(2) 議会議員及び農業委員会委員。報酬額は西脇市の例により新市発足までに調整する。</p> <p>(3) 教育委員会委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会の委員。委員の数、任期は法令の定めるところによる。報酬額は、西脇市の例により、新市発足までに調整する。</p> <p>(4) その他の特別職。その他の特別職(消防団を除く)で、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期、報酬額をもとに新市発足までに調整するという提案でございます。</p> <p>新市の四役、市長、助役、収入役、教育長及び地方公共団体に執行機関として置かなければならない委員会の委員数、任期は、地方自治法に定めるところによるものでございます。ただし、議会議員、農業委員会委員につきましては、合併特例法による特例措置がありますので、別に協定項目を設けて協議をすることといたします。</p> <p>報酬につきましては、両市町かなりの差異がございますが、西脇市の例を基本に据えて、新市発足までに調整することといたします。</p> <p>その他、特別職は両市町にあるもの、一方にしかないものさまざまですが、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期及び報酬額をもとに、新市発足までに調整することといたします。</p> <p>以上が提案でございます。よろしくご審議いただきたいと思っております。</p> <p>協議第 19 号特別職の身分の取扱いについて、説明が終わりま</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 岩崎委員 | <p>した。ただいまの協議第19号について、ご質問なりご意見等、お受けいたしたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、岩崎委員。</p> <p>西脇市の岩崎でございます。この文を見ておりますと、非常にすべてが西脇市の例により新市発足までに調整するというものが非常に多くありますが、先ほどの農業委員さんの報酬の件におきましても、西脇市の例により新市発足までに調整するということで、事務局は金額までは西脇市には合わせないというようなお答えだったように思うんでありますが、今のおっしゃったその文言について、以下すべて調整するというのは、これもそのように合わせないという意味に理解していいんでしょうか。</p> |
| 事務局長 | <p>これ事務レベルでの調整になりますと、西脇市の例によるとかということで、これ前のときにちょっと触れさせていただいたんですけども、この決め方について、西脇市の今行っている制度や仕組みを新市でも活用させていただくというのを、この西脇市の例により新市発足までに調整するという意味が基本でございます。前も申し上げましたように、西脇市の市長の給料に合わすんだということじゃなしに、やはり今度4万6,000の市になります。</p> <p>そういう中でそのときの人口規模、財政規模、そういうような類似団体、類似の市がございますのでそこら辺で合わす、調整をいただいて、前にも申しましたが自分のことを決めますので、第三者機関なり、審議会の中で答申をいただく。そういうような仕組みを、西脇市の例により調整をさせていただくという意味にご解釈いただいたら、まことにありがたいんですが。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 岩崎委員 | わかりました。 |
| 内橋議長 | はい、どうぞ。 |
| 岩崎委員 | そしたら、その下にね、その報酬の額はというように実はある |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-------------------------------|---|
| <p>事務局長</p> | <p>んでありますが、例えば議員さんも合併後しばらくは当然議員として34名まだいらっしゃると思うんですが、その場合も西脇市の議員さんにその黒田庄町の議員さん方が議員報酬は合わすというふうに捉えなくてもいいんですか。</p> <p>まず、議員さんについては、農業委員会のように特例措置がございますので、まず特例措置を審議を願うということが1点、ここに上げてますのは、こういうところで4項目、4つの特別職の例を挙げております。特に、議員さんの分につきましては、議員さんの報酬につきましてはこの決め方がやはり地方公共団体の長に給付するこういうひとつの観点の金額と、それから市町の財政状況を勘案して議員さんの給料、報酬を決定する、これが基本にあります。</p> <p>そういう意味で、特別職で我々まずそこに挙げています四役さん、議会議員さん、農業委員さん、それから委員さん、ここら辺については一括改定がありますので、報酬金額を決めさせていただく。</p> <p>その1点と、もう1点は議員さんの中で特例をして在任がある場合は別途その黒田庄町のを使うとか西脇市の議員はそのままでいくとか、いうのは在任特例が確認をいただいたその後に検討したい。ここでは、今のところ在任は出ておりませんので、その報酬額はどういう形でするんだという意味で、後からにおきまして、後のことについてはまだ審議をしておりませんので、その段階でご判断をいただきたいと思います。</p> |
| <p>岩崎委員 内橋議長 北脇委員</p> | <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ほかに。北脇委員。</p> <p>この問題については、先ほども申しましたように、農業委員会もいろんな形の中で話し合いをなさってですね、ある程度線を出してきたと。議会の方につきましては、恥ずかしいことですが、まだ在任特例を含めて、定数の方も含めてですね、西脇市、</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|--|
| | <p>隣に議長おられますけれども、そういうことがまだもう少し詰めた たい。詰めるべきであうろうと、こういう具合に思いますので、 この19号については、もう少しね、これは反対の意味はないん ですけども、もうしばらく継続審議になるのか、再協議になるの かですね、もうしばらく待ってほしいと。</p> <p>私もこの前、いろんなうちの議会の研究会、それから議員協議 会の中でもいろんな意見を聞きましたけども、私は議員として議 員の身分とか定数とか、そういうものはやっぱり議員がやっぱり 義務があるやると、ある程度ね、協議会に全面的に任せますとい うのは、余りにもね。それで、それやったら言いかえたら、この 協議会できちっと決まったらね、両議会ともそれに従うという、 その考え方ならばそれは委ねたらいいけれども、それでない限り はやっぱり両議会ではほかの少なくとも、少しある程度の線は詰め たい、そういうような意見が多かったんですね。私もそう思いま すので、この分については再協議なり継続審議をしていただきたい ということを要望します。</p> |
| 内橋議長 | <p>最後で皆さんにお諮りいたしますが、北脇委員さんの意見とい うことで、まずお聞きをしておきたいと思います。ほかに、清瀬 委員。</p> |
| 清瀬委員 | <p>西脇市の清瀬です。今、北脇委員さんからございましたので、 私の方からは簡単に。</p> <p>この審議する場合に、さっきも事務局長の方からお話がありま したが、特例を使うのか、定数はどうするのかわかっていないの で、とりあえずは西脇市の例により調整という文面にしておいま すということのような意味のことを言われました。ですから、こ の報酬の方向性を決める場合は、やはり任期とそれから身分につ いて、議員の身分について、また農業委員さんの身分の取扱いに ついて、十分に審議をしなくては、同時に審議しなくてはいいけ ないんじゃないかなと、このように思っております。特別委員会に</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| | <p>おきまして、そういったご意見も出ました。実際、議員の任期は4年間あるということではございますけども、そういったことが出ておりました。</p> <p>それと同時に、議員報酬については、合併後の議員報酬については今の西脇市の議員報酬の総額を超えないように調整してほしいということになりました。特別委員会ではね。というふうな話が出ておりました。そういったことで、何遍も申しますが行財政改革の意識が見えないことのないように、よく審議をしていただきたいと思います。</p> |
| 内橋議長 | はい、東野委員。 |
| 東野委員 | <p>あと、議員さんの定数、任期も出ているんですけども、いろいろな動向を耳にしますときに、それと前回の事前協定の中でもまだ協定項目の6番の議員の定数及び任期の取扱いも出てきません。任期が西脇市は4月と、黒田庄町が7月、選挙までにやっぱり決めるべきでは、はっきりした答えを決めるべきではないかというような、住民感情として結構そういうような持っている人がたくさんいるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。</p> |
| | それと、いつ頃出されるんでしょうか。 |
| 事務局長 | <p>12月のときに、委員さんのお答え、ご意見いただいたときに、この2月のときに事前提案をさせていただくと。この月に事前提案をするというようなお答えをさせていただいたと思います。</p> <p>そういう状況の中で、私どもこういう議案をあげる場合に、私ども、ですから部会、専門部会、幹事会の了解を得てここで提案すると、そういう幹事会や専門部会でこの案件については調整がつかずにきておりますので、そのまま今回も挙げてないんですけど、そういう中でひとつの意見として、西脇市の場合4月に選挙があるんですけど、これは選挙後のことですので、新しい議員さんで審議を願うのがいいのやないやろかというような意見も出て</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| | <p>ますし、いろんなものがございまして、事務レベルでまだ調整もつかん段階で、4月、7月を迎えるんじゃないかというような状況でございますので、なかかな大変難しい問題でございますので、幹事会にそれを出すのははっきりいきませんので、こういう期間、2月いうとるんですが遅れとるといような状況しか報告申し上げられません。それ以上のことは、事務レベルでは踏み込んでおりませんので、今でもそれしか答えようがないということでございます。</p> |
| 内橋議長 | はい。 |
| 東野委員 | <p>片や、合併の目的の行政改革からいくと、その本質が何であるべきかということをお案したときに、やはり余り遅く、早目に決めるべきではなからうかというように思いますけれども。</p> |
| 内橋議長 | <p>今の東野委員さんに対する、委員さん方のご意見ございましたら。はい、神部委員。</p> |
| 神部委員 | <p>大体、この8ページから17ページに書いておりまして、調整という項目が非常に多い。したがって、この調整するということは、だれが、どこで、何を、どのように調整するのかというような、明確な線が出てないから、知らん間にこの線がすうっと決まってしまうんじゃないかと。いわゆる不安があるように思います。</p> <p>したがって、わかるやつはだれが、どこで、何を、どのように調整するねやろ。この作業日程というようなものを、わかるとるやつがあればすうとここへ明確にわかるように説明していただいたら、そないこれ急にその報酬やなんか決まるものやないと思いますし、どっかで審議して慎重にやらないかん項目ですので、こうなやすうに決まるはずがない。</p> <p>しかしながら、それがどこでどのようにだれが決められるかというようなことがわからへんから、それでこの調整項目がこれずっと数えてたら7件もあるわけですわ。ほとんどがこれ調整にな</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|--|
| 内橋議長 | <p>つとるわけや。それはちょっとおかしいん違うかというのが疑問ですので、もうちょっとわかりよいように。</p> <p>これは、この項目は幹事会がどないやで検討してまた報告するねやとか、そういう明確にしていだきたい。どこで協議して、それをどこでまたこの協議会で発表するのか、そういうことをひとつ明確にしていだければ、皆さん方、我々も理解ができるんやないかなと、このように思っております。</p> <p>神部委員の質問の途中でございますが、この際、暫時休憩をさせていだきたいと思えます。この際、3時15分まで休憩をいたしたいと思えます。よろしくをお願いします。</p> <p style="text-align: center;">午後 3時03分 休 憩 午後 3時16分 再 開</p> |
| 内橋議長 | <p>それでは、全員おそろいでございますので、再開をさせていただきます。それでは、事務局、お願いします。</p> |
| 事務局長 | <p>今、委員さんから出ております事務調整の表現の件、いろいろご意見をいただいておりますので、ちょっと今から説明資料を配らせていただいて、その資料で説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。</p> <p style="text-align: center;">（資料 配布）</p> <p>それでは、失礼します。両面なんですけど、1面の方は前回のときに説明させていただいた資料でございして、ごらんいただきたいと思うんですが、第1回の協議会の中で、事務事業調整方針を報告し、ご承認をいただいておりますが、再度説明させていただきたいと思えます。</p> <p>現在、協議会において44項目について協議の方針でございますが、そこに1から6まで上げてますように、両市町が実施をしているすべてのこの事務事業1,600項目余り、このうちAラ</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----|---|
| | <p>ンクに位置づけした項目について合併協議会で協議をいただいているところでございます。</p> <p>ちょっと前に戻るんですが、提案までの過程では、両市町職員が1,600項目余り、事務事業ひとつひとつ、異同をしっかりと把握をし、分科会や専門部会の会を含めて協議内容をまとめて、協議会に諮るべき重要な協定項目につきましては、幹事会の決定をして提案をさせていただいているところでございます。</p> <p>そして、この協議会において、存続か、統合か、再編か、あるいは廃止か、また統合する場合はどちらに合わせるか等の、この時期と方向性を協議を願うものでございます。</p> <p>その後、そういう調整内容の表現につきましては、 から まで区分をして整理をしているものでございます。ごらんいただきたいと思います。</p> <p>まず、 でございますが「現行のまま新市に引き継ぐ」、こういう表現でございますが、新市において特段の調整も要せず、現行のとおり執行するものです。これまでに確認をいただいた項目の中では、財産の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い等が、これに当たっております。そのようにご確認をいただいております。</p> <p>でございますが、「新市発足までに、又は新市においていずれかの例により調整、あるいは統合する」という確認をいただきますと、いずれかの市町その事業の制度や仕組みを新市の全体に適用するというものでございます。</p> <p>でございますが、「新市発足までに、又は新市において調整、あるいは再編する」、これそれぞれの制度や組織を改変し、新市において新たなものにすることでございます。</p> <p>この表現、非常に幅が広くて、現時点においてははっきり具体的な内容が表現できないもので、この意思決定の過程に多くの住民の意向を盛り込むべき事項や、新市長の政策的判断を要する事</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----|---|
| | <p>項、主体的な表現を避けなければいけないもの、これが該当する。全国のこの合併協議会の例を見ましても、法定の協定項目以外、調整するという表現をすることが多いようでございます。</p> <p>単に、時期、あるいは方向性の確認にとどめておるところがございます。こういうような事務につきましては、そこに挙げてます のような表現をさせていただいております。</p> <p>でございますが、新市発足時に、又は新市において廃止する。これは、初期の目的が達成されたこと、又は新市において執行する目的、役割がなくなると判断したもの。このような場合には、ここに上げてます のような表現をさせていただくわけでございます。</p> <p>こういうような中で、この協議会で時期・方向性をご確認をいただいた後、決定すべき事項になっております事項に定めるところによりまして、詳細を決定をする。そういう中で、いろいろと皆様方に方向性をこの協議会で導き出していただく。予定している9月に調印がいただければ、議会の中でそれを採決いただきまして、その後このような具体的な調整事に入っていくというように事務局で考えております。</p> <p>そういう状況の中で、新市が発足までに細部について決められたことは、協議会の中でまた報告させていただいて、意見を聞く場を設けたいと、このようにしておりますので、今の現状の中ではここに挙げてますように、特に の中で意思決定に住民の決定、住民の意向を汲んでいくと。また、新しい市長さんの政策的判断、これがこのような調整とかそういう言葉を使うておるわけでございます。</p> <p>そういう意味で、こういう提案をさせていただきますので、結果的にはこのような表現になつとるわけでございますけれども、最終、協議会9月で調印いただいて、すぐ後まだちょっと続きますので、何らかの形でこういう方向に市長が議会へ提案いたします。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|--------------|--|
| 内橋議長 | <p>したということにつきましては、報告させていただくという点も、考えておりますので、具体的にどうするねやというような問いかけでございましたんですけども、今持ち合わせております調整項目というのは、こういうことでございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>「調整する」とはという内容のご説明をいただきたいということでございました。神部委員さん、よろしいでしょうか。今、説明。委員さん、今のご意見をちょっといただきたいというように思うところでございます。</p> |
| 神部委員 | <p>ただ、ここの審議した調整だけではわからなかったから、我々が不安を感じただけであって、このようにいつまで協議をして、次どこそこで協議をするねやと、これは議会で審議するもんやとか、これは幹事会で審議するもんやとか、そういうふうにしていただければ、説明をしていただければですね、それなりに納得ができるわけやけども、一番肝心なものが、いつどこで知らん間に決まってしまうんじゃないかなと、そういうことが一番心配であったわけです。</p> <p>したがいまして、それと調整というのは余り多かったからね、大事なところで。1項目ぐらいの調整なら、それだけで済むんですけど、これ8件も大事なところが調整ということになっとなるから、私自身、こういう疑問を抱きましたんで、とにかく具体的に、明確にわかるような説明を、ひとつ心がけていただきたいなと、そのように思います。ありがとうございました。</p> |
| 内橋議長 清瀬委員 | <p>ありがとうございます。はい、ほかに。はい、清瀬委員。</p> <p>先ほど、私、議会の総意のように、議員報酬について話したというようなことでしたが、特別委員会で話が出たということで、総意ではなかったということをつけ加えたいと思います。</p> <p>それと、報酬についてですけども、例えば特例を使う場合はそ</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|--|
| 事務局長 | <p>の報酬の審議はこの法定協でするのでしょうか、どうなんでしょうか。</p> <p>議員さんの報酬というのは、特例を使った場合は、全国的に見ますと明文化はされておられません。兵庫県の場合の中でも、その金額が決められるところとないところとございますので、もう少し近隣なり全国的なものを見ながら、調整をしたいと思えます。</p> <p>今、そこまでよそがどうなっているのかちょっとまだそういうところで判断しておりませんし、また幹事会等でも調整をさせていただく中で、報告させていただきたいと思えます。</p> |
| 内橋議長 | はい、清瀬委員。 |
| 清瀬委員 | いや、金額を決めるとかということだけではなしに、特例を使う場合は議員の報酬の方向性も審議すると、合併後の法定協で審議するんですかということをお聞きしてるんです。 |
| 事務局長 | <p>特例法の中で、任期とそれから定数につきましては、特例法で定められておりますので、この法定協の中で方向性を出していただくというのが基本でございます。</p> <p>その中で、在任特例を使うということになれば、その時点でこの在任期間中の任期、報酬についてもここで審議を願うという提案をしてというようなことです。</p> |
| 内橋議長 | はい、どうぞ、東野委員。 |
| 東野委員 | <p>東野です。今のところ、議会のことでございますけども、なぜこうさっきも言いましたが、項目の6番の何かこう提案をされとる。その中で、事務局の方で多数決だと思いますけども、それとも、一見そういうような特別職についてですけれども、新市において引き続き設置する必要があるものとありますが、その必要性について、その是非についても、十分調整を願いたいと思えますが。</p> |
| 事務局長 | 4万6,000の新しい市というのができますので、こういう |

| 発言者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|-----------------|--|
| 内橋議長 宮崎(正)委員 | <p>形で協議を願いますと、両市町長の中で今の意見を踏まえて十分検討されて、それをまた事務の方へ回ってくるということで、ご意見として十分対応したいと思います。</p> |
| | <p>よろしいですか。ほかに、はい、宮崎委員。</p> |
| 宮崎(正)委員 | <p>先ほどの、岩崎委員の内容と重複してしまうんですけども、事務局の方から先ほどご答弁を聞かせていただいて、17号のところで言われたことと、19号でこの報酬のことですね、それがもう真っ向から正反対のことを言われていると思うんです。その辺をちょっと具体的にさせていただかなければ、この後賛否を問う挙手になると思うんですけれども、もしくは継続審議等の見方があるんですが、19号を見ましたら1の「給与の額は」2、3の「報酬の額は」、この文言は抹消という形で判断させていただいたらよろしいんでしょうか。</p> |
| 事務局長 | <p>ここには、報酬の額、これの決め方は農業委員会とちょっと今理解してもらったのと、ここで挙げておりますのは、在任とかいろいろな方法に関係なしに、新しい報酬をどうするかと、この調整方針でございます。それを西脇市の例によるということでございます。西脇市の例のこの決め方の制度や仕組みに基づいて調整すると、それが西脇市の例によるという1点。</p> <p>それと特別職の報酬といいますのは、従来からこれは例えば議会の議員さんの報酬につきますと、地方公共団体の長に対する給付、それと市町長の財政事情を勘案をして決定をする。それには、近隣の4万6,000の市のいろんな類似団体の動向なり、経済情勢を判断をして決めるということでございますので、その1点と、在任をした場合にはまた別途の話なんです。</p> <p>ここでは、在任が出ておりませんので、新市の報酬はどうするかという内容でございますので、答えはピントが外れたかもわかりませんが、そういうことでよろしいんでしょうか。</p> |
| 宮崎(正)委員 | <p>ということは、現行の西脇市の例によりというこの文言は、こ</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----------------------|---|
| <p>事務局長</p> | <p>っちは抹消できると。新市においてということでしょうか。</p> <p>報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する、これを報酬の額は新市までに調整するというような文言がいいというように、解釈させていただいたらよろしいでしょうか。</p> |
| <p>宮崎(正)委員</p> | <p>この西脇市の例によりということ、西脇市の現在の報酬額にあわせてという意味ではないと判断しとったらよろしいんですね。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>それは、今委員さんおっしゃるとおりでございます、金額ということよりも4万6,000の市としてどれだけ必要だと、その決め方について、仕組みについて、それが西脇市の例によるという意味でございます、今委員さんおっしゃるとおりでございます。</p> |
| <p>内橋議長 東野副議長</p> | <p>よろしいでしょうか。はい、どうぞ。</p> <p>私、こんなところで発言をする立場じゃないかもわかりませんが、今宮崎委員さんやそれから他の委員さんのご意見をお聞きをしますと、この市町村合併ということは、ものすごく行財政の効率化をどう図っていくのか、それでそういうような機会こそきちっとすべきことはすべき、そういうふうな方向だろうというふうに思うわけですね。</p> |
| | <p>そのときに、報酬の額を西脇市の例にする。これは額として高い方に合わせるのではないかと。これは黒田庄町の住民会議でも、よく出されます。こういうふうなときこそ、今きちっとこういった整理すべきところは整理すべきではないかというようなご意見だろうというふうに思うんです。</p> <p>事務局が今説明をしましたように、決め方としては当然こういうような問題は報酬審議会を通じて、最終的には議会の議決ですが、ここの委員会、協議会としては今行財政改革を一番大きな柱にしているこの合併協議ですから、当然、今よりも抑えてその総額として経常経費を抑えると、そういう方向でいっていただきました。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| | <p>いというふうに、私自身は受け取ったんですが、いかがでしょうか。</p> <p>そういう方向で、当然ここでもその金額を決めるわけではないんですが、開かれるであろう報酬審議会の方向として、協議会の総意としてはそういう方向で望んでいただきたいということは、意見としては出せるのではないかという、こういうふうに思いました。そういう意味合いではないかなと私の方は、皆さんご意見お聞きをして感じたんですが。</p> |
| 内橋議長 | <p>よろしいですか。はい、生田委員。</p> |
| 生田委員 | <p>西脇市の生田です。消防団についてであります、これは議題で別途協議するということになっておりますが、にもかかわらずここに消防団団長以下の報酬の案が提案されておりますが、消防団につきましては西脇市と黒田庄町におきまして、その組織の中で階級制などについて大変違いがありまして、これを調整してひとつのものにしていかなければならないかというようなことを思っておりますので、この消防団の項目のところは削除をしていただきたいなという意見です。</p> |
| 事務局長 | <p>以上です。</p> |
| 事務局長 | <p>消防団、その意味でその消防団については別途協議をするということで、消防団を除くというご意見を出していただいとるんですね。</p> |
| 生田委員 | <p>はい。これ、来月に丸々、これこの協議を来月にもって行ってよろしいですか、この分は。</p> |
| 事務局長 | <p>消防団につきましては、この後事前提案をさしていただき、項目の中で触れたいということにしてますので、実際は消防団につきましても特別職でございますので、その後全部ここで報酬的にも願うのがいいわけなんですけれども、別途と協議いただいておりますし、消防団の組織がございますので、ここではその他特別職だけ入れときますと消防団を含みますので、別途協議をしたい</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---|--|
| <p>生田委員</p> <p>内橋議長</p> <p>西山(孝)委員</p> <p>事務局長</p> <p>浦川総務部会長</p> <p>内橋議長</p> | <p>ということであるという表現をしております。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>ほかにございませんでしょうか。はい、西山委員。</p> <p>共通委員の西山でございます。今、生田委員が言われました消防団のこの下のところの、その他の特別職、黒田庄町が産業医の方がいらっしゃる。あがっておりますが、私の記憶が間違っているのかもしれませんが、西脇市にも産業医がいらっしゃると思うんですが、西脇市のところが空白なのはここの部分に該当される方がいらっしゃらないと理解すればいいのでしょうか。</p> <p>専門部会長の方からお答えいたします。</p> <p>西脇市の総務課長でございます。この産業医の関係ですけれども、私どもの方は市職員として病院の職員がおります。今しばざくら荘の施設長に産業医に就任していただいております。給与を支払いをしておりますので、この産業医の就任によって報酬という支払いはいたしておりません。したがって、ここでは入っていないということでございます。</p> <p>よろしいですか。ほかにございませんか。ほかにないようでございますましたら、この特別職の身分の取扱いについては、いろいろご意見をお聞かせをいただきました。したがって、(1)から(4)までございますが、分離して採決をいたしたいというふうに思います。</p> <p>(1)の市長、助役、収入役及び教育長、この任期等は法令の定めるところによる。給料の額は、西脇市の例により新市発足までに調整するということに対しまして採決をいたしたいと思いません。</p> <p>賛成の方は、ひとつ挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>(賛成者 挙手)</p> <p>はい、挙手多数でございます。挙手17名でございます。よって、(1)は原案のとおり決定いたしました。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----------------|---|
| 宮崎(好)委員 | <p>なお、(2)の議会の議員及び農業委員会委員いう中で、委員の方からもご意見がございました。この問題については、しばらく待ってほしいというようなご意見もございました。そういう中で、この(2)については継続審議というふうにいたしたいと思いますが、これに対するご意見ございませんか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>黒田庄町の宮崎です。意見じゃないんですけど、農業委員さんの特例とか出てるんですが、議会の方も早く出すべきだと私は思うんです。その上で、ここで時間をかけて審議するべきだと思いますので、6月、7月になるんじゃないかと、8月になるんじゃないかじゃなしに、2回目ぐらいのときの予定では2月ぐらいに上がってくるという話を一番最初にされておられましたので、とりあえずじゃなしに、しっかり早く出してこないと、今度の審議が住民に対して皆さんが一番関心を持っておられることだと思いますので、早く出すべきだと思います。よろしくお願いします。</p> |
| 内橋議長 藤井委員 | <p>はい、どうぞ。</p> <p>これは、特別職なんですけども、これはこの2番の議会議員、農業委員会委員、これ報酬額だけなんです、これ。これ任期の問題もここできちっと審議をせないかんということですね、それでやはりこれ大事なことで、継続審議ということやっていただいて結構かと思えますし、できるだけやっぱり表面に出して、きちっとせないかん問題やと思うんです。</p> |
| 内橋議長 西山(勝)委員 | <p>はい、ほかにご意見ございませんか。はい、西山委員。</p> <p>当事者のこと、私たちのことを言うのはなんですけども、今継続になりましたので、一言意見を申し上げたいと思うんですけども、まず行財政改革の旗のもと、こういう大きな合併が起こっておるということを、皆市民もご存じ。その中で、今議員の定数だとか、いろんな議員の報酬だとかいうことがちまたでありますので、そんな中で委員の報酬と又は定数、そのようなものがあり、</p> |

| 発言者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
|------|---|
| 内橋議長 | <p>リンクしてものを考えるときじゃないかなという、いかにもそういう意見もございました。</p> <p>だから、せっかくこういう提案をされとるんですけども、やはり定数と同じレベルでこの報酬を考えて、そしてちょっと今清瀬議長が議会の総意でないという中身で、私が特別委員会の委員長をしております、その中では西脇市は今議員歳費、議員がもらっている給与ですね、これがすべてで1億5,000万ほどあると聞いております。また、それを超えないようにしたいという委員長報告をしております。</p> <p>こんな中で、かなり議員自体は厳しくチェックを自分たちでしないといけないという気持ちで今やとるわけでございますけども、その中でこういう報酬額に対して、やはり定数もリンクしてきて、物事を考えたらどうかなという意見を申し上げておきます。</p> <p>はい、ほかになければこの(2)の議会の議員及び農業委員会の委員の項目につきましては、継続審議といたしたいというふうに思います。これに対しまして、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、異議がないようでございますので、またいろいろ委員の中からのご意見は、今後調整の中で対応してまいりたいというふうに思います。</p> <p>それでは、次に(3)、(4)でございますが、これ教育委員会の委員、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会委員、公平委員会の委員の数、任期は、法令の定めるところによると。報酬の額は、西脇市の例により新市発足までに調整する。また、その他特別職で新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の委員数、任期、報酬額をもとに新市発足までに調整するということに対しましてお諮りをいたしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|--|
| 事務局長 | <p style="text-align: center;">(賛成者 挙手)</p> <p>はい、賛成 17 名でございます。</p> <p>それでは、協議 19 号の特別職の身分の取扱いについては、以上のとおりで決しました。</p> <p>次に、協議第 20 号使用料・手数料等の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> <p>協議第 20 号について、資料 22 ページをお開きをいただきたいと思います。使用料・手数料等の取扱いについて。</p> <p>(1) 各種施設の使用料については、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。</p> <p>(2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るため、合併時に統一する。</p> <p>(3) 道路占用料については、合併時に西脇市の例により統合するという提案でございます。</p> <p>両市町の施設使用料には、使用料区分の単価に差異がございますので、可能な限り統一に努めるものといたします。手数料については、両市町の条例で定められたものに差異がございますので、住民の一体性の確保を図るため、合併時に統一することといたします。</p> <p>道路占用料ですが、金額に差異はないのですが、黒田庄町では占用物件として定めてないものもありますので、合併時に西脇市の例により統合いたします。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p> |
| 内橋議長 | <p>はい、協議第 20 号使用料・手数料等の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの協議第 20 号につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお受けいたしたいと思います。何かございませんか。はい、東野委員。</p> |
| 東野委員 | <p>黒田庄町の東野です。使用料について統一することが必要だと</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---------|---|
| | <p>思います。そんな中営利を目的としない使用料について、社会教育団体とか社会体育とか自治活動だとか、地域活動の活性化、またそういった団体が使用しやすくするためにできるだけ免除等をする、使用料は安くしていただきたいと、このように思います。</p> |
| 事務局長 | <p>協議会の意見として、専門部会の方へ申し伝えておきます。</p> |
| 内橋議長 | <p>ほかにございませんか。はい、宮崎委員。</p> |
| 宮崎(正)委員 | <p>この欄では、使用料のみにとどまっているんですけども、使用</p> |
| | <p>規定とかその辺のことに關しては、どういふうな調整の案なん でしようか。</p> |
| 事務局長 | <p>こういう形で、これがAランクの中で、こういう中で方向性を</p> |
| | <p>導き出していきますと、幹事会・専門部会ございませぬので、この 方向性を出ますと、これについて、詳細について具体的に今から 展開をしていく。</p> |
| | <p>統合しますと、今日協議をいただきますと、この24日の日に</p> |
| | <p>今日全部が大体ここで出ましたので、幹事会の中へ各担当の方か らどうするんだという調整事が上がってきます。その中で具体的 になってこようというようにしております。</p> |
| 内橋議長 | <p>ほかにございませぬでしょうか。ないようでございませぬので、</p> |
| | <p>採決をいたしたいと思ひます。</p> |
| | <p>お諮りいたします。この協議第20号使用料・手数料等の取扱</p> |
| | <p>いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> |
| | <p>(賛成者 挙手)</p> |
| | <p>はい、ありがとうございました。挙手、全員でございます。よ</p> |
| | <p>って、協議第20号使用料・手数料等の取扱いについては、原案 のとおり決定いたしました。</p> |
| | <p>次に、協議第21号国民健康保険事業の取扱いについて、事務</p> |
| | <p>局より説明願ひます。</p> |
| | <p>協議第21号について、資料39ページを願ひいたします。国</p> |
| 事務局長 | |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------------------------|---|
| 内橋議長 | <p>民健康保険事業の取扱いについて。</p> <p>(1) 賦課方式については、現行のとおり4方式(所得割、資産割、均等割、平等割)とする。</p> <p>(2) 保険税率については、合併後新たな税率を定める。ただし、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、平成17年度末までは現行のとおりとする。</p> <p>(3) 保険税の納期については、西脇市の例により調整する。</p> <p>(4) 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置するというものでございます。</p> <p>賦課方式には、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式とし、税率は住民の一体性の確保や負担の公平の原則の観点から、合併後、新たな税率を定めることといたしますが、平成17年度末までは現行課税といたします。</p> <p>納期は、西脇市の例により調整をすることとし、運営協議会については委員の構成に差異がございますので、新市において新たに設置することといたします。</p> <p>以上、提案でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>協議第21号国民健康保険事業の取扱いについて、説明が終わりました。</p> |
| 小林委員 | <p>ただいまの協議第21号について、ご質問、ご意見をお受けいたしたいと思います。何かございませんか。はい、小林委員。</p> <p>すみません。質問の1点は、今このいわゆるこの所得割、資産割、均等割、平等割の率はあがっておりますが、現在は最高限度額、両市町の差はどんなふうになりますでしょうか。</p> |
| 事務局長 櫛原住民・福祉 部会長 | <p>専門部会長からお答えさせていただきます。</p> <p>失礼いたします。住民福祉部会の黒田庄町の櫛原でございます。</p> <p>ただいまの質問でございます。限度額につきましては、医療費の方では差異がございませんけれども、介護納付金で現在西脇市</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------------|---|
| 小林委員 | <p>が限度額 7 万円、黒田庄町が 8 万円でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>すみません。ちょっと質問が悪かったかもしれませんが、国保税の納付額の最高限度額。</p> |
| 櫛原住民・福祉部会長 | <p>失礼いたしました。その国保税の医療分につきましては、53 万円で差異がございません。</p> |
| 小林委員 | <p>そうですか、はい。わかりました。それと、もう 1 点意見を言わせていただきたいと思います。</p> <p>国保税につきましては、こういうことで所得割、資産割、均等割、平等割というのは、これはもうやむを得ないと思います。こういう形がいいんだろうと思いますけども、私が 1 点心配するのは、やはりこの所得のない方ももちろん課税されるわけですし、その方たちの資格証の発行というようなことが最近なってきました。制度が変わりましてですね。資格証発行という形になっている家庭が出てきていると思いますが、その世帯の中で資格証の発行の数は幾らということまではわかりませんか。</p> <p>わかりませんか。はい、それじゃ結構です。</p> <p>意見として言わせていただきたいと思います。もちろん資格証は、この国保税が納付できない家庭が 1 年以上納付されないと、資格証という形で発行されると。国保証が渡されないということなんで、各それぞれの医療機関の窓口に行きましても、国保の特典が受けられない、10 割負担しなさい。それで国保税を納めた段階でまたその担当へ来てくださいというふうに、最近変わっております。</p> <p>その中で、やはりそれはある程度やむを得ない政策かもしれませんが、所得のない世帯に対してはかなり厳しい政策であろうかと私は思っております、その中で多分その税金を徴収する側からいきますと、こういう形の方がいいのかなと思いますけども、</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---------|---|
| 事務局長 | <p>ただ支払う側の方は、この西脇市の集合徴収の国保税、今集合徴収の方に入ってしまうと、他の市県民税、あるいは固定資産税というようなものと、同時に払わないといけないという形になりまして、国保税だけ納めて何とか資格証発行は勘弁してほしいというような世帯には、ちょっとなかなか難しいかなというように思っております、その辺をぜひ新しくなったときには何とか配慮をしていただけないものか。</p> <p>国保税だけを何とか納めるので、資格証は国にやめてほしいというような方向に、何とか多少行財政改革とは相入れない部分があるかもしれませんが、あるいはその滞納という部分で、市税の滞納が増えてるという面では、厳しい面があるかもしれませんが、何とか配慮いただきたいというふうに、意見として言いたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>専門部会でいろいろ議論をしておりますので、方向、事務局レベル、専門部会レベルの方向かもわかりませんが、ちょっとお答えをさせていただいて、参考にいただければなと思いますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 和田税務部会長 | <p>失礼いたします。税務部会の西脇市の税務課長の和田でございます。</p> <p>今、いろいろ意見ございますけれども、今専門部会におきましても、その国保税は単独でというような方向で検討しておりますのでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 内橋議長 | <p>よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。はい、東野委員。</p> |
| 東野委員 | <p>すみません。これも質問なんですけども、43ページの先進事例の中でこの中で出てないんでお聞きするんですけども、出産一時金ですが、どうもこういうふうに明記されてるんじゃないけれ</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---|--|
| <p>事務局長 榑原住民・福祉 部会長 内橋議長</p> | <p>ども、黒田庄町の方も多分出ていると思いますけれども、西脇市と、同一とか、どうなんでしょうか。</p> <p>専門部会の方から答弁します。</p> <p>失礼いたします。住民福祉部会の榑原でございます。ただいまのご質問でございますけれども、出産一時金につきましては、西脇市、黒田庄町とも30万円で同額でございます。</p> <p>ほかにございませんか。ないようでございますので、採決をいたしたいと思えます。</p> <p>お諮りいたします。協議第21号国民健康保険事業の取扱いについて、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>はい、挙手、全員でございます。よって、協議第21号国民健康保険事業の取扱いについては、原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>次に、協議第22号介護保険事業の取扱いについて、事務局より説明願います。</p> |
| <p>事務局長</p> | <p>協議第22号については、資料44ページをごらんいただきたいと思えます。介護保険事業の取扱いについて。</p> <p>（1）保険料については、平成17年度末までは現行のまま賦課し、平成18年度以降は、平成17年度に策定する新市介護保険事業計画で定める。</p> <p>（2）保険料普通徴収に係る納期については、現行どおり6月から3月までの10期とする。</p> <p>（3）保険料の減免措置については、合併時に再編するというものでございます。</p> <p>第1号の被保険者の保険料率は、両市町それぞれ介護保険事業計画により、現在平成15年度から平成17年度まで定めております。18年度以降の保険料については、17年度に策定する新市の介護保険事業計画において、統一の保険料率を定めることと</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|--|
| 内橋議長 | <p>いたします。</p> <p>保険料の普通徴収にかかる納期については、6月から3月までの10期と差異がございませんので、現行のとおりといたします。</p> <p>保険料の減免措置については、西脇市の場合、減免措置として規定されており、実施されておりますが、黒田庄町の場合は減免措置に加え軽減措置の規定があり、両市町差異がございますので、合併時に再編し統一することといたします。</p> <p>以上、よろしくお願いたします。</p> <p>はい、協議第22号の介護保険事業の取扱いについて、説明が終わりました。ただいまの、協議第22号につきまして、ご質問、ご意見をお受けいたしたいと思ひます。何かございませんでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、採決をいたしたいと思ひます。お諮りいたします。協議第22号介護保険事業の取扱いについて、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者 挙手）</p> <p>挙手、全員でございます。よって、協議第22号介護保険事業の取扱いについては、原案のとおり決定をいたしました。</p> <p>それでは、次第の事前提案事項に入ります。事前提案事項につきましては、今回は提案説明をさせていただきます、次回にご意見をいただき、協議することとさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> |
| 事務局長 | <p>それでは、協議第23号消防団の取扱いについて、事務局より提案説明願ひます。</p> <p>事前提案に入りますところ、この方向という形でお願ひをしたいと思います。前回の協議会で、委員さんの方から「重複する資料を省略をしてはどうか」というご意見をいただきました。事務局なり両幹事長の方でいろいろ調整をいたしました。公表とか保</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----|---|
| | <p>存用の資料は除きまして、協議事項の資料を、次回の資料から省略をさせていただきたいと考えております。</p> <p>したがいまして、次の協議会には協議事項は表紙のみ送付させていただいて、恐れ入りますが今回の事前提案事項をご持参をお願いしたいと思います。</p> <p>いろいろご意見をいただきまして、調整の結果このような形で取扱っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、協議 2 3 号について提案説明をさせていただきます。資料の 1 ページをお開きください。消防団の取扱いについてでございます。</p> <p>(1) 消防団については、西脇市の例により新市発足時に統合する。なお、黒田庄町特設分団については、新市においても設置する。</p> <p>(2) 両市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとし、組織については新市発足までに調整する。また、定数については新市において適正化を図る。</p> <p>(3) 消防協力員の体制等については、西脇市の例により新市発足時に統合する。ただし、補償等については黒田庄町の例により統合する。</p> <p>(4) 消防団員報酬及び手当てについては、西脇市の例により新市発足までに調整する。</p> <p>(5) 消防団員の退職奨励金については、黒田庄町の例により新市発足時に統合する。</p> <p>2 ページから、両市町の現状を記載しております。西脇市は、合計で 1 本部 6 分団 4 3 部で、条例定数が 6 9 7 人、現員が 6 9 6 人、黒田庄町は 1 本団、1 5 分団、条例定数が 3 8 4 人、現員が 3 5 2 人でございます。</p> <p>消防団は、新市発足時に西脇市の例により統合することとし、</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----|--|
| | <p>黒田庄町現分団は7分団として、喜多、大門、津万井、福地、岡、門柳、大伏、前坂の8部を8分団として、西沢、石原、田高、船町、小苗、黒田の6部を9分団として黒田庄町特設部に加えて再編することといたします。</p> <p>両市町消防団員は、一旦すべて新市に引継ぎ組織の具体的な内容については新市発足までに調整をする。</p> <p>定数につきましては、両市町現在の数に至るまでの経緯があり、人口比にすると差異がございますので、新市において地域の事情に応じ、適正化を図り調整することといたします。</p> <p>次に、5ページの消防協力員ですが、西脇市は現在28部の95名、黒田庄町が14地区102名の体制で、各分団内での初期消火や消火活動の補助に協力をいただいております。この補償等は、両市町とも消防団員等公務災害補償条例の規定を適用しておりますが、黒田庄町ではそれに加えボランティア共済に加入しており、また長靴やヘルメットの貸与を行っております。</p> <p>消防協力員の体制等については、西脇市の例により新市発足時に統合することといたします。</p> <p>補償等は、火事現場への往復の道中の事故、また災害を想定し、黒田庄町の例によりボランティア共済に加入することといたします。</p> <p>次に、団員の報酬ですが、西脇市は団長が20万5,000円、黒田庄町が16万円と各階級に差異がございます。また、西脇市は出動1回につき480円の出動報酬と、消防ポンプ自動車の運転等の技術に従事する団員に、年額7,500円を支給する技術報酬があります。報酬等は、西脇市の例により調整することといたします。</p> <p>次に、退職報奨金ですが、5年以上勤務をして退職した場合には、両市町とも1の表のとおり勤続年数と階級に応じ退職金を基金より支払いをいたします。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 内橋議長 | <p>1年以上5年未満の勤務の場合は、西脇市は市単独事業として2の表のとおり退職金を支給しますが、黒田庄町には町単独はありません。</p> <p>退職報奨金につきましては、西脇市の単独事業は廃止し、黒田庄町の例により新市発足時までに統合するといたします。</p> <p>7ページから関係法令を記載しておりますが、消防組織法により消防団において必要な事項は、市町の条例や規則で定めることとなっております。</p> <p>8ページに先進事例を載せております。</p> <p>加東市ですが、報酬及び手当については現行支給額をもとに、類似団体の状況を参考に調整。組織については、1市1団として団員をそのまま新市に引き継ぐという調整がなされております。</p> <p>以上、提案をさせていただきます。</p> <p>はい、協議第23号消防団の取扱いについて説明が終わりました。この協議第23号について、この資料に対するご質問があればお受けいたしたいと思えます。何かございませんか。</p> |
| 事務局長 | <p>ないようでございますので、次に協議第24号各種事業（納税関係事業）の取扱いについて、事務局より提案説明願います。</p> <p>協議第24号について、資料9ページをお願いいたしたいと思えます。各種事務事業（納税関係事業）の取扱いについて。</p> <p>（1）納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。</p> <p>（2）前納報奨金については廃止する。</p> <p>11ページから現況になりますが、納税組合数は西脇市が自治会単位で70団体、黒田庄町が隣保単位で145団体ございます。納税組合の補助金等ですが、西脇市は15年度予算で2,689万円を、黒田庄町は報奨金という形で15年度284万9,000円を計上しており、金額に大きな差異があります。これは</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----|--|
| | <p>交付基準に差異があるため、西脇市の場合は納税組合の規模や事務量及び納税成績による計算に加え、口座振替による納付の場合も納税成績により交付金を交付しております。</p> <p>黒田庄町は、納税成績による支給率が西脇市に比べて低いのと、口座振替については平等割のみ支給しております。</p> <p>支払い方法は、西脇市は年3回、黒田庄町は年1回と差異がございます。</p> <p>納税組合の活動内容は、両市町とも口座振替の推進と、納税の勧奨でございますが、この活動を通じて地域の住民交流の場が広がり、ひいては収納率向上にも資するものという観点から、納税組合の組織や補助金制度は新市発足時に西脇市の例により調整することといたします。</p> <p>次に前納報奨金ですが、この制度は税の収納率の向上、早期財源確保並びに納税者の納税意識の向上を目的に、戦後の混乱期に創設されたものでございまして、町県民税等固定資産税を対象として、第1期納期内に年税額を前納した場合、条例の定めるところにより納税者に報奨金を交付する制度でございます。</p> <p>この制度は、黒田庄町が実施しており、報奨金の額は地方税法に定められる規定により計算をし、平成14年度の実績は町県民税、固定資産税合わせて720万円余りとなります。</p> <p>この制度は、町県民税の普通徴収と固定資産税のみ限定されるところから、町県民税の納税義務者の大半を占める給与所得者が適用を受けられないことや、資金的に一度に納付できない納税義務者は、この恩恵を受けられないことなど、公平を欠くなどの制度の問題点が指摘されてるところでございますので、見直しを進めている自治体が増えてきております。</p> <p>これまでこの制度が果たしてきた役割が、現在の社会情勢にそぐわなくなっていることから、前納報奨金制度については新市発足時に廃止することといたします。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|--|
| 内橋議長 | <p>12ページに、個人市町村民税と固定資産税の、納期前納付に対する地方税法の抜粋を記載しております。</p> <p>先進事例として、篠山市は納税報奨金及び町税取扱い報奨金等については、合併時に廃止する。養父市は、納税組合等の組織については、現行のまま新市に移行し随時調整する等の方針を出されております。</p> <p>以上、提案させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>協議第24号各種事業、納税関係事業の取扱いについて説明が終わりました。この協議第24号について、この資料についてのご質問があればお受けいたしたいと思います。何かございませんか。</p> |
| 内橋議長 | <p>ないようでございますので、次に協議第25号各種事業（生活保護事業）の取扱いについて、事務局より提案説明を願います。</p> |
| 事務局長 | <p>協議第25号について提案説明をいたします。資料23ページをごらんいただきたいと思います。各種事業、生活保護事業の取扱いについて。</p> <p>生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、西脇市の例により新市の福祉事務所において実施する。</p> <p>まず、16ページの生活保護制度についてでございますが、生活保護とはいろいろな事情により真に生活に困ったすべての国民に対して、最低限の生活を保障し、自立の助成を行う制度でございます。</p> <p>生活保護の仕組みは、土地等の資産や働く能力等、あらゆるものを最低生活維持のために活用し、さらに年金などの他の制度の給付を充て、なお基準となる生活に満たない部分を助成するものでございます。</p> <p>保護の基準は、被保護者の年齢、世帯構成、所在地等に応じ、最低限度の生活需要を満たす程度のものとし、厚生労働大臣が定めております。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---|---|
| <p data-bbox="268 1361 389 1395">内橋議長</p> <p data-bbox="268 1771 389 1805">事務局長</p> | <p data-bbox="448 315 1324 640">14ページに戻っていただきたいと思いますが、事業の内容ですが、保護の決定、実施、金品の支給及び支給台帳の作成、医療事務、経理等がありますが、西脇市はすべて市の福祉事務所で事務を行っており、黒田庄町の場合はこれらは県西脇健康福祉事務所の事務で、町で行う事務は保護費の支給と医療扶助の給付金の発行等になっております。</p> <p data-bbox="448 667 1324 757">合併時には、県が行っている事業は新市に移管されるため、事前に事務の引継ぎを行うこととなります。</p> <p data-bbox="448 784 1324 873">被保護者は、西脇市が84世帯101人、黒田庄町は20世帯25人という現状です。</p> <p data-bbox="448 900 1324 1102">保護費の総額は、平成14年度実績で西脇市が1億4,307万1,000円、黒田庄町は1,501万2,000円となっておりますが、黒田庄町の場合には医療扶助、介護扶助は、県が支払いをするためにこの金額には含まれておりません。</p> <p data-bbox="448 1128 1324 1281">15ページに関係法令を載せておりますが、社会福祉法の第14条において、都道府県及び市は条例で福祉に関する事務所を設置しなければならないとしております。</p> <p data-bbox="448 1308 1212 1341">以上、提案でございます。よろしく願いいたします。</p> <p data-bbox="448 1368 1324 1458">協議第25号各種事業（生活保護事業）の取扱いについて、説明が終わりました。</p> <p data-bbox="448 1485 1324 1574">協議第25号につきまして、この資料についてのご質問があればお受けいたしたいと思っております。何かございませんか。</p> <p data-bbox="448 1601 1324 1753">ないようでございますので、次に協議第26号各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについて、事務局より提案説明願います。</p> <p data-bbox="448 1780 1324 1924">協議第26号について、資料の17ページをごらんいただきたいと思っております。各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについて。</p> <p data-bbox="448 1951 1324 1984">（1）勤労者支援に関する資金融資事業については、新市に引き</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----|---|
| | <p> 続く。 (2) 消費生活相談事業については、新市発足時に西脇市の例により統合する。 まず、勤労者関連事業として、西脇市に融資制度がふたつございます。「西脇市勤労者ゆとり創造資金融資」。これは融資対象者は市内に居住する20歳以上57歳未満の勤労者で、融資内容として一般福祉資金、医療、冠婚葬祭資金、教育資金、住宅リフォーム資金がございます。融資額は50万から150万、融資利率は表のとおりとなっております。融資期間は、金額に応じて5年以内、7年以内となっております。 もうひとつは、「西脇市勤労者住宅資金融資」で、融資対象者は市内に自己の住宅を建設又は購入しようとするもので、20歳以上60歳未満、完済時の年齢が71歳以下の者となります。融資額は、建築、購入で1,200万、増築で500万円という規定となっております。 黒田庄町には、同等の制度はありません。 低迷する経済情勢の中で、勤労者の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とした勤労者の融資制度は、現行のまま新市に引き継ぐことといたします。 次に、消費生活相談事業ですが、西脇市においては有資格者の消費生活専門相談員1名を委嘱し、毎週木曜日に市内在住者の消費生活にかかる相談や苦情に対応しております。近年増えている若者やお年寄りをねらった、通信販売、訪問販売で、詐欺的な行為により契約、購入された場合の契約解除手続き、いわゆるクーリングオフ等の指導を行っております。 相談日以外は、行政担当者が専門相談員と連携を取りながら対処しております。 黒田庄町は、専門員がおりませんが、行政担当者が、相談、苦情、要望等の対応をしております。 </p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 内橋議長 | <p>相談件数は、14年度実績で西脇市だけでも144件あり、毎年増えているところでございます。消費生活相談事業につきましては、新市発足時に西脇市の例により統合するということでございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>協議第26号各種事業（勤労者・消費者関連事業）の取扱いについて、説明が終わりました。この協議第26号について、資料についてのご質問があればお受けいたしたいと思っております。何かございませんか。</p> <p>ないようでございますので、以上でこの事前提案事項については終了をいたします。</p> <p>次に、その他としまして、協議会日程について事務局より説明申し上げます。</p> |
| 事務局長 | <p>次回、5回目の日程は、3月19日の金曜日でお願いいたします。場所は、西脇市のコミュニティセンターでございます。西脇市区会館でございます。コープこうべの西脇店の4階でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>それから以前にもちょっと連絡したと思うんですが、6回と7回の日程を変更させていただきたいと思っております。6回目を4月15日の木曜日、この黒田庄町中央公民館で、7回目を5月26日水曜日、西脇市の生涯まちづくりセンターで開会を予定しております。前に渡した資料からちょっと6回、7回について変更ですが、今のところこういうような日程にしております。委員さん方、調整をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 内橋議長 | <p>協議会の日程について説明がございました。4月、5月の日程について、当初の予定より変更させていただいておりますが、特にご意見がなければこの日程で進めさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|------|---|
| 東野委員 | 小委員会ですが。 |
| 内橋議長 | はい、どうぞ。 |
| 東野委員 | 小委員会の長谷川委員長さんが言われました市章について、前回は協議が出たんですけども、どのような方向で進まれるんでしょうか。この協定を入れるにも、相当時間もかかると思いますし、その辺ちょっとははっきりとしておきたいんですけども。 |
| 内橋議長 | はい、じゃ事務局からお願いします。 |
| 事務局長 | 副幹事長の方からお答えをさせていただきます。 |
| 副幹事長 | <p>前回の合併協の中で、総意としてまとまったというふうには感じてないんですが、全体の意見としては今の市章になるかもしれないけれども、一応公募という方向でというようなご意見が強かったような感じがしております。</p> <p>その後、検討いたしましたのは、更地にする、真っ白な中で、市章をどうしましょうかという公募の仕方よりも、むしろ今の西脇市の市章がひとつ、それ以外のご意見があれば公募いただくような方法で、一度検討してみようかというようなことは、検討をしておりますけれども、現在の状況はそんなところで考えつつございます。</p> |
| 内橋議長 | はい。 |
| 東野委員 | 今、答弁されました中で、少し私たちの思いと違っている、また市章を新しくやっていく、そういうような認識を持っていたんですけども、その辺ちょっと行き違いがあるようなんですけども、いかがでしょうか。 |
| 副幹事長 | <p>それでしたら、合併協議会の中で市章についての全体の方向づけというのをさせていただく必要があるんじゃないのかなというふうに感じました。</p> <p>前回は、とりあえず公募というご意見が強いというのが事実でございます。その中のご意見として、私どもが受け取っておりますのは、西脇市というんで今の市章になる可能性が高いけれど</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---------|--|
| 東野委員 | <p>もというようなご意見があったのも事実でございますので、それを踏まえて考えると、現在の市章というのもひとつの提案方法で、それ以外のご意見についても提案方法というふうに考えているところでございます。</p> <p>ですから、もし東野委員さんのご意見を全体の中でお考えいただきましたら、それについてどうしていったらいいのかというのを参考にさせていただきながら、公募の方法というのも検討してみたいというふうに思います。</p> <p>そしたら、この小委員会で決めていくことはできないかと、そういうような文言が書かれております。その辺はどうなんでしょうか。</p> |
| 副幹事長 | <p>小委員会に委ねていただくことで、協議会が、小委員会自体が市章を決定するというわけにはまいりません。ただ、どういう方向をとってやればいいのかというようなことをご検討いただくということもですね、この中でもご審議を賜ればいいのかないかなというふうには思います。</p> |
| 宮崎(正)委員 | <p>前回、この市章のことが上がったときに、小委員会の方にたたき台というか、委ねさせていただいて、そこから本会の方に上げて、再協議をしてはどうというふうにこっちは認識しとったんですけれど、そうではなかったんですか。</p> |
| 事務局長 | <p>多分、私の方からお答えをさせていただいたと思うんですが、前回の私の認識では、協定をして両市町で議会を経た後、このような事業について両市町長の間で調整をするであろうというようにお答えをさせていただいたと思うんです。</p> <p>それで、この市章をどうするか、ああするかというのは、この協定項目で両市町がオーケーになった中で、その残された後の機関の中で今副幹事長が提示をしてました方法になると思うんですけども、そういうような方向で市章を決めていくというようにお答えをだしていただいたように、私は思うとるんですけども。</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|---------|--|
| 宮崎(正)委員 | <p>それで、公募等の方向性はまだ確定していなかったんですよね。それをどの場で協議して公募に決定していくかどうかいうのを、時期がないから早目に託された方がという意見があったんじゃないかと思います。</p> |
| 事務局長 | <p>おっしゃる意味はよくわかります。そういう意味で、いろんなこういう中で意見を出していただく、それも頭に置いときながら、とりあえず協定で議会の議決を得て、それからが公式な動きになると思います。それから、いろいろと今意見をいただく中で、事務レベルで案をつくって、そういうような活動で協定で両市町がオーケーになれば、そこから出発点になるという。事務レベルは進めたいと思いますが、公に出すのはやはり決定をいただいた後、動きたいというように前も申し上げたと思うんですけども。</p> |
| 内橋議長 | <p>はい、どうぞ。</p> |
| 東野委員 | <p>前回、浅田委員さんからすばらしいお話をお聞きしたと思いますが、そのご意見を踏まえて、今後この今西脇市の市章うんぬんという、そういう点はわからなくてもないですけども、そういうことになればそういう決まってしまうであろうと思われまして、その辺も慎重に協議していただきたいと思います。</p> |
| 内橋議長 | <p>おっしゃいますように、市章の決定という、非常に重要なあれでございますので、当然慎重に決定しなければなりませんが、时期的なことのご心配もあろうかと思えますけれども、これから私どもも調整をしながら、その辺のことは今後対応をしていきたいと思えますが、ご意見としてよく聞かさせていただいておきたいということをお思います。</p> <p>ほかはないようでしたら、本日の協議会は閉会をさせていただきます。</p> <p>本日、委員の皆さん方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、また長時間に渡りまして熱心に、また慎重にご審議を</p> |

| 発言者 | 議 題・発 言 内 容・決 定 事 項 |
|-----|---|
| | <p>いただきまして、まことにありがとうございました。</p> <p>また、傍聴にお越しいただきました皆さん方につきましても、本当に長時間ありがとうございました。</p> <p>委員の皆さんには、来月の協議会につきましても、今回同様よろしくお願いを申し上げまして、これを持ちまして第4回の西脇市・黒田庄町合併協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">午後 4時30分 閉 会</p> |